

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

平成28年10月

山口県人事委員会





平 2 8 人 委 第 1 7 9 号

平成 2 8 年 (2016 年) 1 0 月 1 9 日

山口県議会議長 畑原基成様

山口県知事 村岡嗣政様

山口県人事委員会委員長 小田由紀雄

一般職の職員の給与等について

地方公務員法第 8 条及び第 2 6 条の規定に基づき、一般職の職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告の実現のため、所要の措置をとられるよう要請します。



# 報 告

本委員会は、職員の給与及び民間事業従事者の給与、生計費その他の職員の給与等勤務条件を決定する諸条件について調査、検討を行ったので、その結果を報告する。

## 第1 給与について

### 1 職員の給与

本委員会が本年4月1日現在で実施した「平成28年職員給与実態調査」によると、「一般職の職員の給与に関する条例」及び「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」等の適用を受け、本委員会の給与勧告の対象とされている職員（以下「職員」という。）の総数は19,021人であって、これらの職員は従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、海事職、研究職、医療職、教育職及び特定任期付職員の給料表の適用を受けている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用者4,760人の平均給与月額が365,757円であり、その平均年齢は43.3歳、男女別構成は男性71.1%、女性28.9%、学歴別構成は大学卒65.4%、短大卒7.1%、高校卒27.4%、中学卒0.1%となっている。

また、警察官、教員等を含めた職員全体の平均給与月額は391,421円である。

### 2 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との精確な比較を行うため、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の541の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した200の事業所について、「平成28年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係の22職種7,981人及び研究員、医師等の54職種1,341人について、本年4月分として支払われた給与月額等の調査を行った。

また、民間事業所における家族手当、住宅手当、特別給等の支給状況や給与改定の状況等について調査を行った。

### 3 職員給与と民間給与との比較

#### (1) 月例給

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、公務にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する職種の職務に従事する者について、責任の度合い、学歴及び年齢が同等であると認められる者の相互の給与をラスパイレ方式により比較したところ、次表に示すとおり、1人当たり平均にして職員給与が民間給与を943円(0.25%)下回っている。

#### 民間給与と職員給与の較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	公民較差 (A) - (B) $\left[ \frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
371,603円	370,660円	943円 (0.25%)

- (注) 1 民間給与は、その責任の度合い、学歴及び年齢別の平均給与月額を算定し、これに対応する公務の職員数により加重平均したものである(ラスパイレ方式)。  
2 民間にあっては本年度の新規学卒の採用者を、公務にあっては本年度の新規採用者、公益的法人等派遣職員、専従休職者等を除いている。  
3 民間給与は、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。  
4 職員給与は、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤勤務手当(これに準ずる手当を含む。)及びへき地手当(これに準ずる手当を含む。)を合計した額である。

#### (2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給及びその月の平均所定内給与は、次表に示すとおりであって、特別給の支給額は、平均所定内給与月額の4.32月分に相当している。

### 民間における特別給の支給状況

特別給の支給額	下半期 (A1)	676,902 円
	上半期 (A2)	684,500 円
平均所定内給与月額	下半期 (B1)	315,515 円
	上半期 (B2)	315,518 円
特別給の支給割合	下半期 (A1/B1)	2.15 月分
	上半期 (A2/B2)	2.17 月分
	年間計	4.32 月分

(注) 下半期とは平成27年8月から平成28年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給割合は、4.20月分である。

## 4 職員給与と国家公務員給与との比較

### (1) ラスパイレス指数

職員のうち行政職給料表適用者と、国家公務員のうち行政職俸給表(一)適用者の平成27年4月1日現在の給料を、学歴及び経験年数を考慮して比較すると、国家公務員を100としたときの職員のラスパイレス指数は100.7となっている。

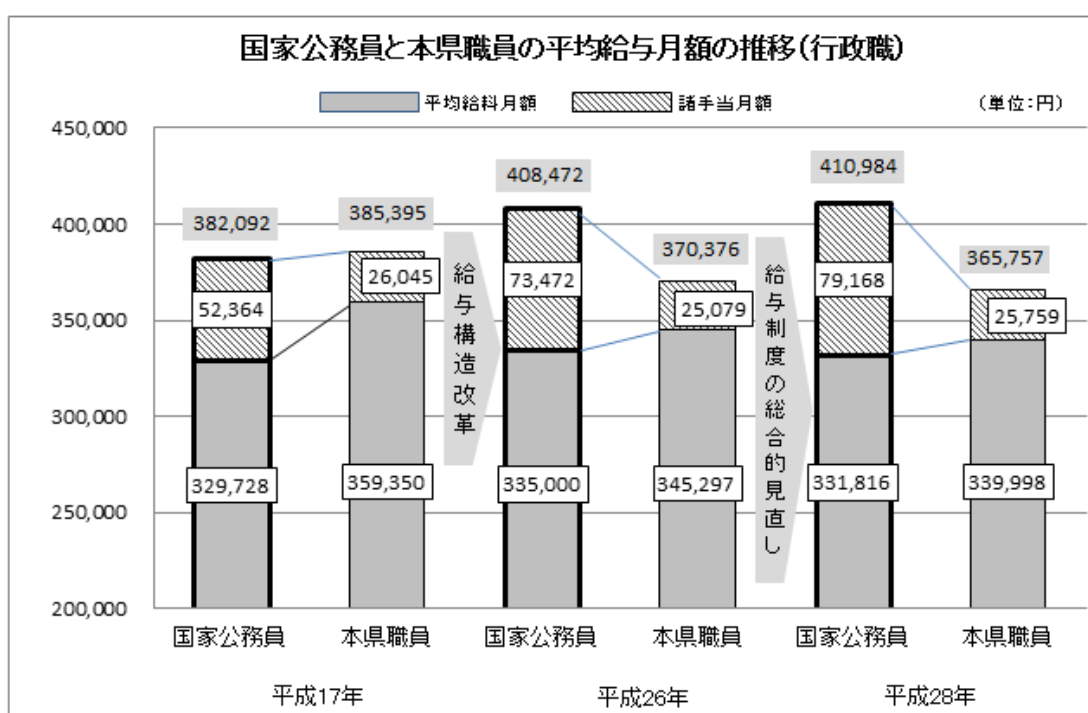
### (2) 平均給与月額

職員のうち行政職給料表適用者と、国家公務員のうち行政職俸給表(一)適用者の本年4月における平均給与月額を比較すると、次表に示すとおり、国家公務員は410,984円(平均年齢43.6歳)、職員は365,757円(平均年齢43.3歳)となっている。

この国家公務員の数値は、地域手当の支給割合の高い大都市圏に勤務する職員を含む全国平均であり、単純に本県職員と比較することはできないが、「平均給料月額」は、職員が国家公務員を8,182円上回っており、諸手当を加えた「平均給与月額」は、職員が国家公務員を45,227円下回っている。

国家公務員と本県職員の平均給与月額（行政職）

区 分	平均給与月額	平均給料月額	諸手当月額
国家公務員（A）	410,984円	331,816円	79,168円
本県職員（B）	365,757円	339,998円	25,759円
（B）－（A）	△45,227円	8,182円	△53,409円
（B）／（A）	89.0%	102.5%	－



- (注) 1 国家公務員の平均給与月額等は、「国家公務員給与等実態調査」による。  
 2 諸手当月額は、地域手当（国家公務員については異動保障を含む。）、管理職手当、扶養手当及び住居手当等である。  
 また、国家公務員については、広域異動手当及び本府省業務調整手当を含み、これらは、地域手当とともに、平成18年度から実施された給与構造改革により新設された。

(3) 本委員会の見解

本県のラスパイレス指数は100.7となっているが、この指数は「給料月額」のみで比較され、地域手当や広域異動手当等の諸手当が比較の対象外とされている。一方、職員給与と民間給与との比較においては、単に給料月額ではなく、毎月支給



される手当を含めた「給与月額」で比較している。

こうした中、人事院の平成28年国家公務員給与等実態調査（全俸給表）によると、地域手当の非支給地に勤務する国家公務員の「異動保障による地域手当」の平均支給月額が6,933円（給料月額の約2%）、広域異動手当の平均支給月額は1,884円で、合計は8,817円となっている。

この「異動保障による地域手当」と広域異動手当は、本県の職員には適用されない手当であるが、本県に勤務する国家公務員には平均的に支給されているものと推察されることを踏まえると、職員と地域における国家公務員の「給与水準」はおおむね均衡していると思料される。

## 5 物価及び生計費

総務省による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、全国は0.3%下落しているが、山口市は変動していない。

また、本委員会が、総務省による家計調査を基礎として算定した山口市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、本年4月において、それぞれ151,435円、171,295円、191,170円となっている。

## 6 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月、月例給について国家公務員給与が民間給与を708円(0.17%)下回っていることから、俸給表の水準を引き上げる勧告を行うとともに、「給与制度の総合的見直し」において平成29年度以降に予定していた本府省業務調整手当の手当額の引上げの一部を本年4月に遡及して実施することとした。

また、民間事業所で支払われた特別給は所定内給与月額の4.32月分に相当し、国家公務員の期末手当・勤勉手当の支給割合4.20月分が民間事業所の特別給の支給割合を下回っていることから、勤勉手当を0.10月分引き上げる勧告を行った。

扶養手当について、民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引き上げる等の見直しを行うこととした。

人事院の給与勧告等の概要については、49ページから52ページまでのとおりである。

## 7 給与の改定

職員の給与決定に関係のある基礎的な諸条件は、これまで述べてきたとおりであり、本委員会は、公民較差、民間の特別給の支給割合及び人事院勧告の内容等を総合的に勘案し、職員の給与について、次のとおり判断した。

### (1) 本年の給与改定

#### ア 給料表

本年4月時点で、職員給与と民間給与を比較した結果、前述のとおり職員給与が民間給与を943円(0.25%)下回っているため、給料表について、所要の改定を行う必要がある。

なお、本年も、昨年4月に実施した「給与制度の総合的見直し」における給料表水準の引下げに伴う経過措置額をおおむね半数の職員が受けている。これらの職員は、給料表の引上げ改定を行っても実際に支給される額が増加せず、民間給与との較差がなお残ることとなる。

人事院勧告においては、こうした較差を解消するため、「給与制度の総合的見直し」において平成29年度以降に予定していた本府省業務調整手当の手当額の引上げの一部を本年4月に遡及して実施することとしている。

しかしながら、本府省業務調整手当は、地方公務員には適用されない手当であり、国と同様の方法により較差解消を図ることはできないことから、本県においては、本年の公民較差の状況を踏まえ、ウのとおり所要の措置を講ずる必要がある。

#### イ 期末手当及び勤勉手当

民間の支給割合との均衡を図るため、人事院勧告の内容に準じて、6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月分引き上げる必要がある。

また、再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員についても、所要の引

上げを行う必要がある。

#### ウ 扶養手当

アで述べたとおり、昨年4月に実施した「給与制度の総合的見直し」における給料表水準の引下げに伴う経過措置額をおおむね半数の職員が受けているため、給料表の引上げ改定を行っても、民間給与との較差がなお残る状況にある。

この較差については、民間給与との較差が諸手当を含む給与で比較したものであることを踏まえ、手当により較差を解消することとし、その際には、「できるだけ多くの職員に改定効果が及ぶようにすること」、特に「給料表の改定効果が及びにくい中高年齢層の職員にも改定効果が及ぶようにすること」を考慮することが望ましいと考える。

こうした中、人事院は、本年、配偶者に係る手当額を減額し、子に係る手当額を引き上げるよう勧告を行ったところであり、子に要する経費の実情や、我が国全体として少子化対策が推進されていることに配慮し、子に係る扶養手当を充実させることが適当であるとしている。

このため、本年の較差の解消に当たり、給料表の引上げと併せて、扶養親族である子に係る支給月額（職員に配偶者がいない場合の1人に係る支給月額を除く。）を1人につき600円引き上げる必要がある。

#### エ 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当について、人事院勧告の内容に準じて、最高支給限度額を引き上げる必要がある。

### (2) 改定の実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。

## 8 その他

### (1) 扶養手当

人事院は、本年、民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、配偶者に係る手当額13,000円を他の扶養親族に係る手当額と同額の6,500円に減額し、子に要する経費の実情や、我が国全体として少子化対策が推進されていることに配慮して、子に係る手当額6,500円を10,000円に引き上げる勧告を行った。

本県における扶養手当は国に準拠して、配偶者に係る手当額を13,000円、子に係る手当額を6,500円としているが、国や他の都道府県との均衡を図る必要があることから、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取扱いや他の都道府県の扶養手当の見直し状況等を見極めながら、扶養手当の見直しについて、検討を行う必要がある。

### (2) 通勤手当

職員の通勤に係る状況の変化や他の都道府県の支給状況等を勘案し、検討を行う必要がある。

### (3) 再任用職員の給与

人事院は、本年の報告において、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、再任用職員の給与の在り方について必要な検討を行うこととしている。

本県においても、国の動向等を注視しながら、再任用職員の給与について、引き続き検討を行う必要がある。

### (4) 介護時間制度の新設に伴う給与の取扱い

人事院は、本年の勧告において、仕事と家庭の両立支援制度の充実を図るため、介護時間の新設等を行うこととした。

給与の取扱いについては、社会全体として育児や介護と仕事の両立を支援していくことが重要課題となっていることを踏まえ、昇給区分の決定に当たっては、

介護時間を承認され勤務しなかったことにより、自動的に下位の昇給区分に決定されることがないように、当該勤務しなかった時間を「勤務していない日数」として取り扱わないこととするとともに、勤勉手当の期間率の算定に当たっては、介護時間を承認され勤務しなかった時間を日に換算して30日に達するまでの期間を勤務期間から除算しないこととしている。

あわせて、昇給制度における介護休暇及び育児休業の取扱い並びに勤勉手当における育児時間の取扱いについても、介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合と同様の取扱いとなるよう所要の措置を講ずることとしている。

本県においても、育児や介護と仕事の両立を支援していくことが重要課題となっている中で、こうした制度の活用が進むよう、国と同様に所要の措置を講ずる必要がある。

## 9 給与勧告制度の意義と役割

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権の制約に対する代償措置として、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、民間の給与水準や国家公務員の給与制度との均衡を図ることにより、職員の適正な給与を確保する機能を有するものである。

こうした職員給与の決定方法は、長年の経緯を経て定着しており、職員を取り巻く諸情勢が変化する中であっても、適正な給与水準を保障し、人材の確保や労使関係の安定などを通じて、行政運営の安定に寄与するものであり、また、県民の理解と信頼を得る上でも重要であると考えられる。

## 第2 勤務環境の整備について

### 1 総実勤務時間の短縮

職員の総実勤務時間の短縮については、職員の健康の維持や、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)等の観点から、全庁的に取り組むべき重要な課題であり、時間外勤務の縮減と年次有給休暇の取得促進に向けた積極的な取組を進めるよう、従来から要請してきたところである。

時間外勤務の縮減については、これまでも様々な取組が行われているが、長時間の時間外勤務が、職員の心身両面の健康に与える影響の大きさにかんがみ、知事部局、教育庁や学校現場、警察などあらゆる職場において、引き続き、時間外勤務の要因の把握に努め、業務負担の平準化等の業務処理体制の見直しや庁内会議の改善等をはじめとする事務の簡素・効率化の徹底など、それぞれの実情に即した実効性のある時間外勤務の縮減に、一層取り組む必要がある。

特に、国において、長時間労働の是正など「働き方改革」の取組が本格化している中で、関係省庁の取組や今後の議論の動向を踏まえ、組織を挙げて時間外勤務の縮減に努めていく必要がある。

また、管理職員をはじめ職員一人ひとりにおいても、時間外勤務の縮減を共通の課題として常に意識し、計画的かつ効率的な業務遂行に努める必要がある。特に、管理職員は、職員の業務処理の「マネジメント」が最も重要な職務の一つであることを改めて自覚した上で、職員の業務量や業務の進捗状況、勤務実態を的確に把握し、業務の進め方の再点検や業務配分の見直しを行うなど、時間外勤務の縮減につながる有効な勤務時間の管理及び業務の進行管理に、自ら率先して取り組むことが重要である。こうした中、新たに、任命権者においては、管理職員を対象とした研修において、「組織のタイムマネジメント」として、時間外勤務の縮減に向けた研修に取り組んでいるところであり、今後とも、このようなマネジメント力の向上を図る必要がある。

さらに、年次有給休暇の取得については、職員の心身のリフレッシュやワーク・ライフ・バランスの実現のためにも重要であることから、業務の繁閑を踏まえた計画的・連続的な休暇の取得を促進するとともに、休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めていく必要がある。

## 2 心身両面の健康管理対策

職員が、心身ともに健康な状態で職務に従事することは、職員本人や家族にとってだけでなく、公務能率の向上の観点からも重要であり、引き続き、心身両面からの健康管理対策を推進していく必要がある。

## (1) 身体健康管理対策

職員の健康の増進を図るためには、職員の健康状態を的確に把握し、病気の早期発見、早期治療などにつなげるとともに、生活習慣の改善など、病気の予防を図ることが必要である。各任命権者においては、定期健康診断、精密検査の受診勧奨、特定保健指導、健康相談、保健講座など様々な事業を実施しているものの、長期病休者（31日以上）のうち、悪性新生物や循環器系等の病気を原因とする職員の割合は依然として高い状況にあることから、特に、要精密検査者への早期受診の徹底や特定保健指導対象者の生活習慣の改善などの取組を更に進めていく必要がある。

## (2) メンタルヘルス対策等

近年、職員の長期病休者のうち、精神疾患を原因とする者が4割程度で推移する状況が依然として続いており、メンタルヘルス対策は極めて重要な課題である。各任命権者においては、これまでも、専門医等による相談事業や管理職員等に対する研修事業など、様々な対策を充実させてきたところであるが、引き続き、原因の分析・把握を進め、心の健康の保持増進から、早期発見・早期対応、円滑な職場復帰、再発の防止に至るまで、組織的に総合的な対策に取り組むことが必要である。

とりわけ、予防及び早期発見がより重要と考えられることから、職員がメンタルヘルスに関する理解を一層深め、ストレスを自覚した場合等に適切に対応することが可能となるよう今後とも効果的な対策に努める必要がある。

このため、新たに義務付けられたストレスチェックを着実に実施することにより、医師による面接指導につなげることで、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するとともに、職場においては、ストレスチェックの結果を踏まえ、勤務環境の改善に取り組むことが重要である。

また、メンタルヘルス不調は、職場における人間関係や長時間労働と深いかわりを持つ場合もあることから、各職場においては、日頃から職員間でコミュニケーションを図って相互理解を深めるとともに、職場全体で協力し、助け合うことができるような良好な職場環境づくりに努める必要がある。特に、管理職員は、

自らがメンタルヘルス対策におけるキーパーソンであるとの認識を持ち、職員の健康状況等の把握や職場のストレス要因の軽減・除去について、より主体的に取り組むことが重要である。

職員に大きなストレスを与え、心身を害する要因となり得るセクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等については、職員個人の尊厳や人格を傷つける許されない行為であるとともに、職場環境を悪化させるものでもあると指摘されている。これまでも各任命権者において、これらを防止するための指針の策定や相談窓口の設置などの対策がなされているところであるが、引き続き、ハラスメントのない職場づくりに向けた取組を進める必要がある。

### 3 職業生活と家庭生活の両立支援

育児や介護をしている職員等が安心して仕事に取り組むためには、職業生活と家庭生活の両立を可能とする勤務環境の整備が重要であることから、これまで短期の介護休暇の新設、子の看護休暇の拡充、短期間の育児休業取得者の期末手当に関する改善や子育て支援部分休暇の新設など、様々な対策に取り組んでいるところであるが、引き続き、職員に対し、制度の周知や啓発活動を積極的に行うなど活用促進に向けた取組を進め、両立支援を更に推進していく必要がある。

とりわけ、育児については、男性職員の育児休業取得率が低い状況にあり、女性の活躍推進の観点からも男性職員の育児休業の取得向上を図ることが重要であることから、引き続き、各職場における取組を徹底する必要がある。特に、各任命権者においては、次世代育成支援対策推進法に基づく「特定事業主行動計画」に掲げた目標の達成に向け、管理職員に対し、男性職員の育児休業の取得向上についての意識啓発をより一層図るとともに、育児休業を取得しやすい職場環境づくりに努めるなど、具体的な取組を着実に進めていくことが重要である。

こうした中、人事院は、本年、仕事と育児や介護との両立を支援していくことが我が国の重要な課題となっているとして、家族形態の変化や様々な介護の状況に柔軟に対応できるよう民間労働法制の見直しが行われていることを踏まえ、その改正内容に即して、介護休暇の分割、介護時間の新設及び育児休業等に係る子の範囲の拡大について意見の申出及び勧告を行っている。



本県においても、これらの施策について、関係法律の改正や国及び他の都道府県の動向等に留意しながら、所要の措置を講ずる必要がある。

また、国家公務員に本年4月から導入されたフレックスタイム制について、本県においては導入には至っていないが、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度の弾力化や夏期の朝型勤務制度等の取組が行われているところである。今後、育児や介護など職業生活と家庭生活の両立支援の充実に向けて、フレックスタイム制などの柔軟で多様な勤務形態の導入について、引き続き、国や他の都道府県の動向を注視しつつ、行政サービスへの影響や業務執行体制の確保に留意しながら検討する必要がある。

### 第3 人事行政の運営について

国においては、少子高齢化という構造的な問題に直面する中、活力ある社会を維持・発展させるため、誰もがその能力を発揮して活躍できる社会の実現に向けて、本年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、働き方改革をはじめとする様々な取組が推進されるなど、公務を取り巻く環境は大きく変化してきている。このような状況の中で、職員の志気を高め、行政目的の実現や行政運営の効率化を図っていくためには、採用、人事評価、人事配置、昇任等の人事行政の運営全般にわたり、人材の確保や人材育成、職員の能力発揮に留意した総合的な取組を行うことが重要である。

#### 1 雇用と年金の接続のための取組

国においては、平成25年3月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」によって、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を原則としてフルタイム勤務で再任用するものとされ、また、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに、平成23年に行った「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を踏まえつつ、段階的な定年引上げも含め、雇用と年金の接続の在り方について改めて検討を行うこととされている。

本県においては、高齢期における職員の雇用に対する取組として平成13年度から

現行の再任用制度を導入し、近年、再任用職員について、短時間勤務中心の運用から、職員の希望を踏まえ、フルタイム勤務を拡大するなど、定年退職者等の働く環境づくりに努めてきたところである。

今後においても、年金支給開始年齢が65歳へ段階的に引き上げられる中、フルタイム勤務の活用により、職員が安心して職務に専念できる環境の整備を進めるため、職員の定員事情や年齢構成の特性を踏まえ、中・長期的な視点に立って、計画的な人事管理を行うことが重要である。具体的には、計画的な新規採用による組織活力と公務能率の確保に努めるとともに、配置先の検討や職場における適切な受入体制の整備など、再任用職員の能力と経験を活かせる制度となるよう留意する必要がある。

## 2 人材の確保・育成等

### (1) 人材の確保・育成

社会経済情勢の変化、新たな政策課題や複雑・多様化する県民ニーズに的確に対応するためには、多様かつ優秀な人材の確保が重要となっている中、近年、若年人口の減少や若者の就業意識の変化、民間企業における高い採用意欲等を背景に、採用試験の応募者数の減少傾向が続いており、特に技術系職種において、その傾向が顕著となっている。このため、応募者の確保に向けて、採用説明会や職場見学会等の開催をはじめ、各種広報活動を積極的に行うなど、引き続き公務の魅力を直接伝えるための取組等に努めるとともに、有効かつ適切な試験制度の見直しに不断に取り組むことが重要である。

職員の育成については、職員がそれぞれの職場で自信と誇りを持って県民のために職務に従事し、行政目的を実現することができるよう、キャリア形成の促進に向けた計画的な人材育成に取り組んでいくことが重要である。そのためには、職員の専門的能力やマネジメント能力等の開発はもとより、職員の志気を高める多様な研修を実施するとともに、人事評価を通じて個々の能力・適性を把握しながら、長期的な人材育成の視点に立った人事管理等に努める必要がある。

## (2) 女性の採用・登用等

国においては、本年4月に完全施行された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等に基づき、女性職員の採用・登用の拡大に向けた取組が積極的に進められる中、本県においても、同様に女性職員の採用・登用等の推進に努める必要がある。

こうした中、採用については、女性受験者向け情報サイトを開設するなど、女性の受験者の増加を図るとともに、登用については、これまでも政策・方針決定過程へ参画する機会の拡大などに継続的に取り組んできた結果、管理職に占める女性職員の割合は着実に上昇しており、今後とも、これらの取組をより一層推進する必要がある。また、登用に向けては人材育成も重要であることから、引き続き、女性職員のキャリア形成等を支援する研修の充実を図る必要がある。

これらの取組に当たっては、女性職員の職業生活と家庭生活の両立支援の一層の充実に向けて、育児や介護に係る制度の充実や制度を利用しやすい勤務環境の整備など、働き方改革を進めることが重要である。

## 3 人事評価制度

国家公務員については、人事評価の結果が任免、給与及び人材育成に活用されるなど、能力・実績に基づく人事管理が進められている中、地方公務員についても、本年4月に改正地方公務員法が施行され、人事評価制度が本格実施となり、人事評価を任用その他人事管理の基礎として活用するものとされている。

本県では、既に知事部局において人事評価制度を導入し、能力や実績をより適切に反映した人事・給与制度の確立に向けて取り組んでいる。また、教育委員会においても本年4月から、すべての教員について教職員評価を実施するなど、人事評価制度の整備が進められている。

職員の能力・実績に基づいた人事管理は、組織の活性化や公務能率の向上を図るためにも重要であることから、引き続き、公正で納得性の高い人事評価制度の定着に向け、これまで実施してきた人事評価やその試行の結果を十分に検証するとともに、評価の精度向上に資する評価者への研修や職員からの苦情に対処する仕組みが充実されるよう、更に取組を進める必要がある。なお、取組の推進に当たっては、

理解と納得が得られるよう職員側との対話が重要である。

#### 4 公務員倫理

職員の非行により、県民の信頼を損なう不祥事が依然として跡を絶たず、公務員倫理の確立が強く求められていることから、職場における指導や職員研修を通じた継続的な取組を一層進めていく必要がある。

特に、公金等の会計事務においては、不適正な事務処理事案が発生しないよう定期的に会計処理の点検を実施するなど、組織内部でのチェック機能の徹底を図る必要がある。

公務員倫理の確立に向け、職員一人ひとりが、公務内はもとより公務外においても、自らの行動が公務への信頼に影響を及ぼすことを自覚し、常に厳正な規律意識と高い倫理観を持って綱紀の保持に努めるとともに、県民全体の奉仕者としての使命感を持って全力で職務に取り組み、行政に対する県民の期待と信頼に応えることが必要である。

## 勸 告

次の事項を実現するため、「一般職の職員の給与に関する条例」、「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」等を改正することを勧告する。

### 1 「一般職の職員の給与に関する条例」及び「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」の改正

#### (1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

#### (2) 諸手当

##### ア 扶養手当

扶養親族たる子に係る手当の月額（職員に配偶者がいない場合の1人に係る手当の月額を除く。）を1人につき7,100円とすること。

##### イ 初任給調整手当

医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師並びに医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を413,800円とすること。

##### ウ 勤勉手当

###### (ア) 再任用職員以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.85月分（特別管理職員にあつてはそれぞれ1.05月分）とすること。

###### (イ) 再任用職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.4月分（特別管理職員にあつてはそれぞれ0.5月分）とすること。

## 2 「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例」の改正

### (1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

### (2) 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

## 3 「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の改正

### (1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

### (2) 特定任期付職員の期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

## 4 改定の実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。

## 別記第1

## 行政職給料表

職員の区分	職務の等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,800	195,800	232,700	266,800	293,500	324,700	369,700	416,000	467,600
	2	145,900	197,600	234,300	268,800	295,800	326,900	372,300	418,500	470,700
	3	147,100	199,500	235,800	270,600	298,100	329,300	374,800	421,000	473,800
	4	148,200	201,300	237,400	272,700	300,200	331,600	377,400	423,500	476,800
	5	149,400	202,900	239,000	274,600	302,200	333,800	379,500	425,500	479,900
	6	150,500	204,700	240,700	276,500	304,600	335,800	382,000	427,900	482,900
	7	151,600	206,500	242,200	278,600	306,900	337,900	384,500	430,100	485,900
	8	152,700	208,300	243,800	280,700	309,100	340,100	387,000	432,300	489,000
	9	153,900	210,200	245,300	282,900	311,200	342,300	389,600	434,400	491,800
	10	155,400	212,000	247,000	284,900	313,600	344,500	392,200	436,500	494,900
	11	156,700	213,800	248,500	286,900	315,800	346,700	394,700	438,600	497,900
	12	158,000	215,600	250,000	288,900	318,100	348,900	397,500	440,800	501,000
	13	159,300	217,000	251,700	290,900	320,100	350,800	399,900	442,600	503,800
	14	160,800	218,800	253,100	293,000	322,400	352,900	402,300	444,400	506,100
	15	162,300	220,500	254,400	295,100	324,600	354,900	404,700	446,400	508,500
	16	164,000	222,300	255,900	297,100	326,700	357,000	407,100	448,300	511,000
	17	165,300	224,100	257,400	299,200	328,900	358,900	409,000	450,300	513,200
	18	166,800	225,800	259,200	301,200	331,000	360,800	411,000	452,100	514,600
	19	168,300	227,600	261,000	303,400	333,100	362,900	412,900	453,800	516,100
	20	169,900	229,300	262,800	305,400	335,000	364,800	414,800	455,600	517,600
	21	171,300	231,000	264,500	307,400	337,000	366,800	416,700	457,300	518,800
	22	174,100	232,600	266,300	309,400	339,100	368,800	418,500	458,900	520,200
	23	176,700	234,300	268,100	311,500	341,100	370,600	420,300	460,400	521,700
	24	179,300	235,800	269,800	313,700	343,300	372,600	422,300	461,800	523,200
	25	182,000	237,100	271,800	315,600	344,800	374,700	424,100	463,300	524,300
	26	183,700	238,700	273,700	317,700	346,800	376,600	425,600	464,600	525,400
	27	185,400	240,000	275,400	319,700	348,900	378,600	427,200	465,900	526,600
	28	187,100	241,400	277,300	321,900	350,800	380,500	428,800	467,000	527,900
	29	188,700	242,700	279,100	323,800	352,600	382,200	430,400	468,100	529,000
	30	190,600	244,000	281,000	325,800	354,500	384,100	431,700	468,800	529,900
	31	192,400	245,100	283,000	327,900	356,300	385,800	432,900	469,600	530,800
	32	194,200	246,400	284,700	330,000	358,100	387,600	434,200	470,300	531,700
	33	195,800	247,700	286,400	331,500	360,000	389,400	435,500	471,000	532,500
	34	197,300	248,900	288,300	333,500	362,000	390,700	436,800	471,700	533,400
	35	198,900	250,200	290,100	335,600	363,800	392,400	438,000	472,400	534,100
	36	200,400	251,400	292,000	337,700	365,400	394,000	439,200	473,300	534,700
	37	201,600	252,300	293,600	339,600	366,900	395,500	440,500	473,600	535,400
	38	202,900	253,700	295,400	341,700	368,200	396,700	441,300	474,300	536,000
	39	204,200	255,200	297,200	343,600	369,600	397,900	442,100	475,100	536,800
	40	205,500	256,600	299,000	345,500	371,000	399,000	442,800	475,900	537,400

	41	206,900	258,000	300,800	347,400	372,400	400,200	443,400	476,200	538,000
	42	208,200	259,500	302,600	349,300	373,400	401,400	444,100	476,800	
	43	209,600	260,900	304,100	351,200	374,500	402,600	444,800	477,100	
	44	211,000	262,200	305,800	353,100	375,600	403,700	445,600	477,300	
	45	212,200	263,500	307,500	354,600	376,500	404,500	446,400	477,500	
	46	213,500	264,800	309,200	356,100	377,400	405,200	447,200		
	47	214,800	266,200	310,800	357,600	378,300	405,900	447,800		
	48	216,100	267,500	312,500	359,100	379,200	406,600	448,600		
	49	217,200	268,800	313,700	360,800	380,100	407,300	449,000		
	50	218,300	269,900	315,200	361,600	380,900	407,900	449,500		
	51	219,400	271,200	316,800	362,800	381,700	408,400	450,000		
	52	220,500	272,500	318,400	363,800	382,500	408,800	450,500		
	53	221,700	273,500	320,000	364,700	383,300	409,200	450,800		
	54	222,700	274,700	321,700	365,800	384,000	409,500	451,200		
	55	223,600	276,000	323,100	366,800	384,600	409,800	451,600		
	56	224,600	277,400	324,700	367,900	385,300	410,100	451,900		
	57	225,200	278,600	326,200	368,800	385,800	410,500	452,200		
	58	226,200	279,600	327,400	369,400	386,400	410,800	452,600		
	59	226,900	280,600	328,600	370,100	387,100	411,100	452,900		
	60	228,000	281,800	329,800	370,800	387,800	411,400	453,200		
再任 用職 員以 外の 職員	61	228,800	283,000	330,700	371,400	388,200	411,700	453,500		
	62	229,800	283,900	331,600	372,000	388,900	411,900			
	63	230,600	284,900	332,400	372,700	389,500	412,300			
	64	231,700	285,900	333,300	373,400	390,000	412,700			
	65	232,400	286,600	334,100	373,800	390,500	412,900			
	66	233,300	287,500	334,500	374,400	391,200	413,100			
	67	234,200	288,300	335,300	375,100	391,800	413,500			
	68	235,300	289,200	336,100	375,800	392,400	413,800			
	69	236,000	290,200	337,000	376,200	392,800	414,000			
	70	236,700	291,000	337,700	376,800	393,300	414,400			
	71	237,400	291,700	338,400	377,500	393,900	414,700			
	72	238,100	292,500	339,100	378,100	394,500	414,900			
	73	238,900	293,400	339,500	378,400	394,900	415,000			
	74	239,600	293,800	340,100	379,000	395,300	415,300			
	75	240,200	294,300	340,700	379,700	395,600	415,600			
	76	240,800	294,800	341,300	380,300	396,100	415,800			
77	241,600	295,000	341,700	380,800	396,400	416,000				
78	242,400	295,400	342,200	381,300	396,700	416,300				
79	243,200	295,600	342,600	381,900	397,000	416,600				
80	243,900	296,000	343,100	382,400	397,300	416,800				
81	244,600	296,300	343,500	382,900	397,500	417,000				
82	245,300	296,500	344,000	383,500	397,800	417,300				
83	246,000	296,900	344,400	384,000	398,100	417,600				
84	246,700	297,200	344,900	384,400	398,300	417,800				



	85	247,300	297,500	345,300	384,700	398,500	418,000			
	86	248,000	297,800	345,700	385,200	398,800				
	87	248,700	298,100	346,200	385,600	399,100				
	88	249,400	298,500	346,600	386,000	399,300				
	89	250,200	298,800	346,900	386,400	399,500				
	90	250,700	299,100	347,300	386,900	399,800				
	91	251,100	299,500	347,800	387,300	400,100				
	92	251,600	299,900	348,200	387,700	400,300				
	93	251,900	300,000	348,500	388,000	400,500				
	94		300,300	348,900						
	95		300,700	349,300						
	96		301,100	349,700						
	97		301,300	349,800						
	98		301,600	350,300						
	99		302,000	350,700						
	100		302,400	351,000						
	101		302,600	351,300						
	102		302,900	351,700						
	103		303,300	352,100						
	104		303,600	352,500						
	105		303,800	353,000						
	106		304,000	353,400						
	107		304,400	353,800						
	108		304,700	354,200						
	109		304,900	354,700						
	110		305,300	355,100						
	111		305,700	355,400						
	112		306,000	355,800						
	113		306,100	356,300						
	114		306,400							
	115		306,700							
	116		307,100							
	117		307,300							
	118		307,500							
	119		307,800							
	120		308,100							
	121		308,600							
	122		308,800							
	123		309,000							
	124		309,300							
	125		309,700							
再任用職員		190,800	218,800	259,700	279,600	295,000	321,000	363,600	397,400	449,600

(注) 一般職に属する学校職員の給与に関する条例にあっては、7級、8級及び9級を除く。

公安職給料表

職員の区分	職務の等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	168,400	184,500	211,600	252,300	297,300	324,400	353,400	389,000	431,200
	2	170,200	186,300	213,600	254,100	299,400	326,600	355,600	391,200	433,000
	3	171,900	188,100	215,600	255,900	301,500	328,900	357,900	393,300	434,900
	4	173,700	189,900	217,600	257,700	303,900	331,000	360,200	395,500	436,800
	5	175,300	191,900	219,600	259,400	305,700	333,300	362,200	397,400	438,300
	6	177,200	194,300	221,600	261,200	307,900	335,400	364,500	399,400	440,000
	7	179,100	196,600	223,600	262,800	310,100	337,700	366,600	401,300	441,500
	8	181,000	199,000	225,600	264,600	312,300	339,900	368,900	403,200	443,100
	9	182,700	201,300	227,700	266,200	314,300	341,900	370,900	405,000	444,800
	10	184,400	203,900	229,500	267,900	316,500	344,200	373,100	407,000	446,400
	11	186,100	206,400	231,500	269,500	318,800	346,400	375,200	408,900	448,100
	12	187,800	208,900	233,300	270,900	320,900	348,700	377,400	411,000	449,700
	13	189,800	211,400	235,300	272,500	323,000	350,700	379,400	412,900	450,900
	14	192,000	213,200	237,200	273,700	325,200	352,900	381,500	415,000	452,500
	15	194,200	215,000	239,100	275,000	327,500	355,000	383,800	417,100	454,300
	16	196,300	216,800	241,000	276,100	329,800	357,200	386,000	419,200	456,200
	17	198,500	218,700	242,700	277,200	331,800	359,500	387,700	420,900	457,800
	18	201,000	220,600	244,500	278,700	334,100	361,500	389,700	422,700	459,700
	19	203,400	222,500	246,300	280,100	336,200	363,700	391,700	424,500	461,400
	20	205,800	224,400	248,200	281,600	338,500	365,700	393,700	426,100	463,300
	21	208,300	226,100	249,800	283,000	340,400	367,800	395,500	427,800	464,900
	22	210,200	227,900	251,300	284,300	342,600	369,800	397,700	429,400	466,600
	23	212,100	229,800	252,500	285,800	344,700	371,800	399,700	430,800	468,200
	24	213,900	231,700	253,900	287,300	346,700	373,900	401,800	432,300	470,000
	25	215,800	233,400	255,200	288,500	348,800	375,700	403,500	433,700	471,600
	26	217,600	235,200	256,600	290,400	350,900	377,800	405,500	435,100	473,100
	27	219,400	236,900	258,000	292,300	353,000	379,900	407,600	436,600	474,600
	28	221,200	238,600	259,200	294,500	355,000	382,000	409,700	438,300	475,800
	29	223,100	240,200	260,500	296,400	357,000	384,100	411,300	439,700	477,100
	30	224,900	242,000	261,500	298,300	359,100	386,200	413,200	441,400	477,800
	31	226,700	243,800	262,900	300,100	361,100	388,200	414,900	443,100	478,500
	32	228,500	245,600	264,000	302,100	363,300	390,200	416,500	444,700	479,200
	33	230,300	246,800	264,800	304,100	364,900	392,100	418,500	446,100	479,800
	34	232,000	248,400	266,100	305,900	367,100	394,200	420,000	447,800	480,500
	35	233,800	249,800	267,100	307,800	369,100	396,300	421,600	449,500	481,200
	36	235,500	251,300	268,300	309,600	371,100	398,300	423,200	451,100	481,800
	37	237,100	252,700	269,300	311,400	373,100	400,000	424,700	452,600	482,000
	38	238,900	254,000	270,400	313,300	375,100	401,600	426,100	453,300	482,700
	39	240,700	255,300	271,500	315,200	377,100	403,100	427,600	454,000	483,300
	40	242,500	256,500	272,500	317,000	379,200	404,600	429,200	454,700	483,700
	41	243,800	257,800	273,700	318,900	381,100	405,900	430,700	455,100	484,200
	42	245,200	258,900	275,000	320,700	383,200	407,000	432,000	455,600	484,600
	43	246,500	260,200	276,500	322,700	385,200	408,000	433,300	456,300	484,800
	44	247,800	261,200	277,600	324,600	387,300	409,000	434,600	456,900	485,500
	45	249,200	262,100	278,800	326,300	389,100	410,200	435,500	457,700	485,600
	46	250,400	263,300	280,400	328,200	390,800	411,400	436,300	458,400	
	47	251,500	264,400	282,000	330,100	392,600	412,600	437,100	459,000	
	48	252,500	265,600	283,800	332,100	394,300	413,800	437,900	459,600	

	49	253,300	266,600	285,500	333,800	395,800	415,000	438,500	459,900
	50	254,500	267,700	287,200	335,300	396,900	415,800	438,800	460,500
	51	255,700	268,800	288,800	336,900	397,900	416,600	439,200	460,800
	52	256,700	269,900	290,300	338,600	399,000	417,400	439,500	461,000
	53	257,600	271,100	291,900	340,100	400,200	418,000	439,900	461,600
	54	258,800	272,200	293,700	342,000	401,400	418,700	440,200	461,800
	55	259,800	273,700	295,600	343,800	402,600	419,400	440,500	462,100
	56	261,000	274,800	297,300	345,500	403,800	420,000	440,900	462,200
	57	262,100	275,800	298,900	346,800	405,000	420,700	441,300	462,700
	58	263,100	277,500	300,600	348,500	405,800	421,100	441,400	462,900
	59	264,000	279,100	302,400	350,100	406,600	421,700	441,900	463,100
	60	265,000	280,700	304,300	351,800	407,400	422,300	442,000	463,300
	61	266,100	282,300	305,700	353,500	408,000	422,800	442,600	463,500
	62	267,200	284,000	307,500	355,100	408,700	423,400	442,800	
	63	268,400	285,400	309,300	356,700	409,400	423,900	443,200	
	64	269,200	286,900	311,000	358,400	410,000	424,400	443,500	
	65	270,300	288,500	312,600	360,000	410,400	425,000	443,700	
	66	271,600	289,900	314,400	361,700	411,100	425,500	444,000	
	67	272,800	291,400	315,900	363,300	411,800	425,900	444,100	
	68	274,200	292,800	317,600	364,800	412,500	426,400	444,400	
	69	275,300	294,500	319,100	366,200	412,900	426,900	444,500	
	70	276,700	296,000	320,500	367,700	413,400	427,300	444,800	
	71	278,100	297,600	322,100	369,100	414,000	427,600	445,100	
	72	279,400	299,200	323,600	370,400	414,500	427,700	445,400	
	73	280,700	300,400	324,500	371,800	415,000	428,100	445,600	
	74	282,100	301,900	326,100	373,000	415,400	428,500	445,900	
	75	283,600	303,500	327,900	374,400	416,000	428,800	446,200	
	76	284,800	304,900	329,500	375,600	416,500	428,900	446,600	
	77	286,000	306,100	331,400	377,000	417,100	429,100	446,800	
	78	287,200	307,600	333,100	378,200	417,600	429,400	447,100	
	79	288,400	309,000	334,500	379,400	418,200	429,700	447,400	
	80	289,500	310,400	336,200	380,600	418,700	430,000	447,700	
	81	290,600	311,800	337,900	381,900	419,100	430,200	447,900	
	82	291,900	313,300	339,500	383,100	419,700	430,500	448,200	
	83	293,200	314,600	341,200	384,400	420,200	430,800	448,500	
	84	294,500	316,000	343,000	385,500	420,500	431,000	448,800	
	85	295,900	317,100	344,500	386,500	420,600	431,100	449,000	
	86	297,100	318,600	346,100	387,100	421,200	431,400		
	87	298,200	320,000	347,700	387,700	421,600	431,700		
	88	299,300	321,600	349,300	388,300	421,900	431,900		
	89	300,500	323,100	350,400	388,900	422,100	432,100		
	90	301,700	324,500	351,700	389,500	422,700	432,400		
	91	303,000	325,900	353,000	390,000	423,100	432,700		
	92	304,100	327,500	354,400	390,600	423,400	432,900		
	93	304,800	328,800	355,800	391,000	423,600	433,100		
	94	306,100	330,100	357,300	391,500				
	95	307,400	331,600	358,800	392,100				
	96	308,700	333,000	360,200	392,600				
	97	309,600	334,300	361,700	393,100				
	98	310,800	335,500	362,900	393,500				
	99	311,900	336,800	364,000	394,100				
	100	313,200	338,100	365,100	394,600				

再任職員以外の職員

101	314,300	339,500	366,400	394,900						
102	315,400	340,500	367,500	395,400						
103	316,500	341,700	368,600	396,000						
104	317,600	342,900	369,700	396,500						
105	318,400	344,000	370,900	396,800						
106	319,000	345,000	371,500	397,300						
107	319,700	346,000	372,100	397,800						
108	320,400	347,100	372,700	398,100						
109	320,900	348,400	373,400	398,500						
110	321,400	349,300	373,900	399,000						
111	322,000	350,300	374,500	399,500						
112	322,600	351,300	374,900	399,900						
113	323,400	352,200	375,300	400,300						
114	324,100	353,200	375,700	400,800						
115	324,700	354,200	376,300	401,300						
116	325,500	355,100	376,800	401,800						
117	326,100	356,200	377,300	402,200						
118	326,900	356,700	377,800	402,700						
119	327,700	357,300	378,400	403,200						
120	328,500	357,900	378,900	403,700						
121	329,000	358,400	379,000	404,100						
122	329,400	358,900	379,600	404,600						
123	329,900	359,400	380,100	405,000						
124	330,400	359,700	380,500	405,500						
125	330,700	360,100	381,100	405,900						
126		360,500	381,600							
127		361,000	382,100							
128		361,400	382,600							
129		361,800	382,900							
130		362,200	383,400							
131		362,600	383,900							
132		363,000	384,400							
133		363,300	384,700							
134		363,800	385,100							
135		364,300	385,500							
136		364,600	386,000							
137		364,900	386,300							
138		365,300	386,800							
139		365,800	387,300							
140		366,300	387,800							
141		366,600	388,100							
142		367,100								
143		367,600								
144		368,100								
145		368,400								
再任用職員		245,600	257,600	261,900	294,000	310,700	325,100	349,300	385,100	417,400

# 海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
	1	円 173,700	円 228,300	円 273,400	円 323,300	円 361,200	円 423,200
	2	176,100	230,600	275,200	325,400	363,700	425,800
	3	178,500	232,800	277,000	327,600	366,100	428,300
	4	180,800	235,000	278,800	329,600	368,600	430,900
	5	183,300	237,000	280,000	332,000	371,000	433,300
	6	185,800	239,100	281,900	333,800	374,100	435,800
	7	188,200	241,200	283,700	335,700	377,200	438,200
	8	190,800	243,300	285,600	337,400	380,300	440,700
	9	193,100	245,400	287,300	339,000	383,200	442,700
	10	195,600	247,300	289,800	341,300	386,200	445,000
	11	198,000	249,300	292,200	343,700	389,400	447,300
	12	200,700	251,300	294,500	346,200	392,300	449,700
	13	203,200	253,200	297,000	348,500	395,300	451,300
	14	205,800	255,100	299,500	351,000	398,100	453,500
	15	208,500	256,900	302,000	353,300	400,900	455,800
	16	211,200	258,800	304,400	355,800	403,700	458,100
	17	213,700	260,600	306,700	358,200	406,500	460,200
	18	216,400	262,500	309,000	360,700	408,600	462,600
	19	219,100	264,400	311,200	363,100	410,700	464,900
	20	221,800	266,300	313,200	365,600	412,700	467,100
	21	224,500	267,800	315,500	367,900	414,500	469,400
	22	226,100	269,500	316,600	370,400	416,300	471,100
	23	227,700	271,100	317,800	372,600	418,300	472,900
	24	229,300	272,600	319,000	374,900	420,300	474,600
	25	230,900	274,200	320,300	377,300	422,000	476,100
	26	232,400	275,800	322,000	379,700	423,800	477,400
	27	234,000	277,400	323,500	382,000	425,600	478,700
	28	235,500	278,900	325,300	384,500	427,300	480,000
	29	237,100	280,400	326,500	386,600	428,400	481,000
	30	238,200	281,800	328,300	388,800	430,000	482,200
	31	239,300	283,300	330,000	390,900	431,600	483,300
	32	240,300	284,500	331,700	393,100	433,300	484,500
	33	241,500	285,600	333,300	395,000	434,900	485,100
	34	242,400	287,000	334,900	396,700	436,100	486,200
	35	243,300	288,200	336,300	398,600	437,300	487,300
	36	244,200	289,400	337,700	400,400	438,600	488,400
	37	244,900	290,500	339,400	402,200	439,900	489,400
	38	245,800	291,600	341,000	403,700	440,800	490,300
	39	246,700	292,500	342,500	405,300	441,800	491,100
	40	247,600	293,500	344,100	406,700	442,800	492,000
	41	248,600	294,700	345,500	407,500	443,200	492,900
	42	249,500	295,700	346,900	408,800	443,900	493,600
	43	250,300	296,800	348,400	410,100	444,600	494,300
	44	251,200	297,400	349,900	411,400	445,300	495,000
	45	252,000	298,300	351,400	412,900	445,900	495,500
	46	252,900	299,600	352,800	414,300	446,200	496,000
	47	253,800	300,700	354,200	415,500	446,800	496,600
	48	254,700	302,100	355,500	416,900	447,400	497,200
再任 用職 員以 外の 職員	49	255,300	303,600	356,800	418,300	448,000	497,500
	50	256,000	304,700	358,300	419,200	448,700	498,100
	51	256,600	305,600	359,700	420,100	449,400	498,800
	52	257,100	306,500	361,100	420,900	450,100	499,300

	53	257,300	307,600	362,600	421,200	450,700	499,900
	54	257,900	308,700	364,000	421,600	451,400	500,600
	55	258,300	309,800	365,300	422,100	452,100	501,000
	56	259,000	310,700	366,700	422,600	452,800	501,600
	57	259,500	311,900	367,500	423,100	453,300	501,900
	58	260,200	313,000	368,700	423,400	454,000	
	59	260,600	314,100	369,900	424,000	454,700	
	60	261,200	315,100	371,100	424,500	455,400	
	61	261,800	315,900	372,300	424,900	455,700	
	62	262,300	316,600	372,900	425,400	456,100	
	63	262,900	317,400	373,400	426,000	456,300	
	64	263,400	318,200	374,000	426,600	456,600	
	65	263,800	318,800	374,400	427,200	456,800	
	66	264,200	319,500	374,900	427,800	457,300	
	67	264,500	320,000	375,200	428,400	457,600	
	68	265,000	320,700	375,700	429,000	457,800	
	69	265,300	321,500	376,100	429,600	458,100	
	70			376,400	430,100	458,300	
	71			376,800	430,600	458,600	
	72			377,100	431,200	458,800	
	73			377,700	431,700	458,900	
	74			377,900	432,300		
	75			378,400	432,900		
	76			378,900	433,500		
	77			379,400	434,100		
	78			379,800	434,700		
	79			380,300	435,300		
	80			380,800	435,900		
	81			381,300	436,300		
	82			381,800	436,900		
	83			382,300	437,600		
	84			382,800	438,200		
	85			383,200	438,700		
	86			383,700	439,200		
	87			384,100	439,900		
	88			384,600	440,500		
	89			385,000	440,800		
	90			385,500			
	91			386,000			
	92			386,500			
	93			386,900			
	94			387,300			
	95			387,800			
	96			388,200			
	97			388,700			
	98			389,000			
	99			389,500			
	100			389,800			
	101			390,400			
再任用職員		224,100	254,800	284,900	326,400	355,800	403,200

# 研究職給料表

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	144,900	195,600	283,900	336,600	396,000
	2	146,000	198,000	286,400	338,800	399,000
	3	147,200	200,500	288,900	340,900	401,800
	4	148,300	202,900	291,300	343,100	404,700
	5	149,500	205,500	293,700	345,100	406,900
	6	150,800	207,900	296,000	347,100	409,700
	7	152,100	210,300	298,000	349,200	412,400
	8	153,400	212,700	300,100	351,200	415,100
	9	154,600	214,800	302,200	353,300	417,700
	10	156,400	217,100	305,000	355,300	420,400
	11	158,000	219,500	307,700	357,400	423,200
	12	159,600	221,800	310,400	359,500	426,000
	13	161,100	224,000	312,700	361,300	428,700
	14	163,000	226,400	315,500	363,400	431,500
	15	165,000	228,900	318,100	365,200	434,300
	16	167,000	231,500	320,800	367,200	437,000
	17	168,900	233,800	323,400	369,200	439,500
	18	171,100	236,700	325,600	371,100	442,200
	19	173,300	239,600	327,900	373,100	444,700
	20	175,500	242,500	330,100	375,000	447,300
	21	177,800	245,000	332,600	376,800	449,900
	22	180,200	247,800	334,700	378,800	452,500
	23	182,500	250,400	336,500	380,600	455,100
	24	184,800	253,100	338,500	382,700	457,700
	25	187,000	255,900	340,600	384,100	460,000
	26	189,100	258,300	342,600	386,000	462,400
	27	191,300	260,600	344,500	387,900	464,900
	28	193,500	263,000	346,300	389,800	467,400
	29	195,600	265,800	348,200	391,600	470,000
	30	197,500	268,100	349,900	393,600	472,500
	31	199,400	270,200	351,500	395,500	475,100
	32	201,100	272,200	353,200	397,600	477,600
	33	202,900	274,200	354,700	399,100	480,000
	34	204,800	276,200	356,100	401,000	482,400
	35	206,700	278,300	357,600	402,600	484,800
	36	208,600	280,200	359,100	404,400	487,300
	37	210,300	282,200	360,400	405,600	489,800
	38	212,300	283,600	361,900	407,100	492,300
	39	214,200	285,000	363,300	408,500	494,800
	40	216,100	286,500	364,700	409,800	497,300

	41	218,100	287,900	365,400	411,300	499,700
	42	220,000	289,000	366,600	412,700	501,900
	43	221,900	290,000	368,000	414,200	504,200
	44	223,800	291,200	369,200	415,700	506,400
	45	225,400	291,700	370,300	417,200	508,200
	46	227,300	293,000	371,600	418,500	509,700
	47	229,200	294,200	372,800	420,100	511,300
	48	231,000	295,500	374,100	421,700	512,900
	49	232,800	296,900	375,100	423,100	514,600
	50	234,600	298,100	376,400	424,500	516,000
	51	236,400	299,400	377,700	426,000	517,500
	52	238,100	300,500	378,900	427,400	519,000
	53	239,700	301,600	379,600	428,900	520,200
	54	241,500	303,000	380,600	430,300	521,400
	55	243,200	304,200	381,600	431,700	522,600
	56	244,800	305,300	382,700	433,100	523,800
	57	246,400	306,400	383,600	434,300	524,800
	58	247,700	307,500	384,400	435,500	525,800
	59	248,700	308,700	385,000	436,900	526,800
	60	249,800	309,800	385,700	438,200	527,800
再任 用職 員以 外の 職員	61	251,000	310,800	386,300	439,000	529,000
	62	252,100	311,900	387,100	439,900	529,900
	63	252,900	313,100	388,000	440,800	530,400
	64	254,100	314,200	388,900	441,700	531,200
	65	255,400	315,300	389,600	442,600	532,100
	66	256,500	316,400	390,300	443,500	533,000
	67	257,800	317,400	391,100	444,200	533,800
	68	258,600	318,500	391,900	445,000	534,600
	69	259,500	319,500	392,500	445,400	535,100
	70	261,100	320,600	393,200	446,100	536,100
	71	262,600	321,800	393,900	446,600	537,000
	72	264,200	322,800	394,600	447,000	537,800
	73	265,400	323,600	395,200	447,600	538,300
	74	266,700	324,600	395,900		
75	268,100	325,700	396,600			
76	269,200	326,800	397,300			
77	270,300	327,900	398,000			
78	271,600	328,900	398,600			
79	272,900	329,800	399,200			
80	274,100	330,900	399,700			
81	275,400	332,000	400,400			
82	276,800	332,800	401,100			
83	278,100	333,400	401,700			
84	279,300	334,200	402,300			



85	280,400	334,800	402,800		
86	281,700	335,300	403,400		
87	283,000	335,800	403,900		
88	284,200	336,300	404,600		
89	285,300	336,600	405,000		
90	286,400	337,100			
91	287,500	337,600			
92	288,700	338,100			
93	289,700	338,400			
94	290,700	338,800			
95	291,700	339,200			
96	292,700	339,700			
97	293,200	340,400			
98	294,200	340,900			
99	295,100	341,400			
100	296,000	341,900			
101	296,900	342,400			
102	297,600	342,900			
103	298,200	343,400			
104	298,800	343,900			
105	299,500	344,300			
106	300,000	344,700			
107	300,500	345,200			
108	301,000	345,700			
109	301,300	346,300			
110	301,700	346,700			
111	302,100	347,200			
112	302,400	347,600			
113	302,700	348,100			
114	303,000	348,500			
115	303,300	349,000			
116	303,600	349,300			
117	303,800	349,800			
118	304,200	350,200			
119	304,600	350,700			
120	305,000	351,100			
121	305,300	351,500			
再任用職員	221,200	263,300	288,700	332,000	391,700

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円
	1	250,300	337,500	404,100	480,900
	2	252,900	340,700	407,100	483,200
	3	255,400	343,800	410,000	485,500
	4	257,900	346,700	412,900	487,900
	5	260,300	349,600	415,700	490,200
	6	264,100	352,900	418,500	492,500
	7	268,000	356,000	421,300	494,600
	8	272,000	359,400	424,000	496,800
	9	275,600	362,300	426,500	499,000
	10	279,600	365,300	429,100	501,100
	11	283,600	368,400	431,900	503,200
	12	287,700	371,600	434,600	505,400
	13	291,700	374,700	437,000	507,400
	14	295,700	378,500	439,500	509,600
	15	299,700	381,900	442,000	511,800
	16	303,800	385,600	444,500	513,900
	17	307,700	389,100	446,800	516,000
	18	311,300	392,000	449,200	518,000
	19	314,900	394,700	451,700	520,000
	20	318,500	397,500	454,100	522,000
	21	322,300	400,400	456,100	523,800
	22	326,200	403,000	458,500	525,700
	23	329,800	405,600	460,900	527,600
	24	333,300	408,100	463,300	529,500
	25	336,900	410,500	465,400	531,300
	26	339,800	412,900	467,800	533,100
	27	342,500	415,300	470,100	534,900
	28	345,300	417,600	472,500	536,700
	29	348,200	419,800	474,800	538,500
	30	350,300	421,900	477,100	540,300
	31	352,700	424,000	479,300	542,200
	32	355,000	426,100	481,600	544,100
	33	357,200	428,300	483,700	545,800
	34	359,800	430,200	485,800	547,600
	35	362,100	432,300	488,000	549,300
	36	364,600	434,300	490,000	551,100
	37	366,900	436,300	492,200	552,800
	38	369,300	438,300	494,000	554,400
	39	371,800	440,400	495,800	555,900
	40	374,000	442,400	497,600	557,500
	41	376,300	444,400	499,300	558,900
	42	377,800	446,200	501,100	560,400
	43	379,300	448,000	502,900	561,800
	44	380,700	449,900	504,800	563,200
	45	382,200	451,900	506,400	564,400
再任 用職 員以	46	383,600	453,700	508,200	565,400
	47	385,100	455,400	510,100	566,400
	48	386,600	457,200	512,000	567,400

外の職員	49	387,800	459,000	513,600	568,400
	50	388,800	460,800	514,900	569,300
	51	389,800	462,600	516,200	570,200
	52	390,800	464,300	517,500	571,100
	53	391,800	466,200	518,700	571,900
	54	392,700	467,500	520,000	572,800
	55	393,600	468,700	521,300	573,700
	56	394,600	469,900	522,700	574,600
	57	395,500	471,200	523,800	575,500
	58	396,400	472,200	524,600	576,400
	59	397,200	473,200	525,400	577,300
	60	398,100	474,300	526,200	578,000
	61	398,800	475,100	527,100	578,900
	62	399,300	475,800	527,900	579,800
	63	399,800	476,500	528,800	580,700
	64	400,200	477,200	529,600	581,600
	65	400,500	477,900	530,600	582,500
	66		478,600	531,500	
	67		479,300	532,200	
	68		480,000	533,100	
	69		480,400	534,000	
	70		481,100	534,900	
	71		481,800	535,800	
	72		482,500	536,700	
	73		482,900	537,400	
	74		483,600	538,300	
	75		484,300	539,200	
	76		485,000	540,100	
	77		485,400	540,900	
	78		486,100	541,900	
	79		486,700	542,800	
	80		487,300	543,700	
	81		487,800	544,500	
	82		488,300	545,400	
	83		488,800	546,300	
	84		489,300	547,200	
	85		489,800	548,000	
	86		490,400	548,900	
	87		490,800	549,800	
	88		491,300	550,700	
	89		491,800	551,500	
	90		492,400		
	91		493,000		
	92		493,400		
	93		493,900		
	94		494,500		
	95		495,100		
	96		495,700		
	97		496,200		
再任用職員		301,600	344,900	400,500	475,000

ロ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務の 等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	149,700	188,300	224,400	251,300	284,200	332,500	378,200
	2	151,100	190,000	226,000	252,700	286,300	334,600	380,900
	3	152,500	191,600	227,600	253,900	288,500	336,700	383,600
	4	153,900	193,300	229,300	255,100	290,500	338,900	386,400
	5	155,200	194,800	230,700	256,400	292,700	341,000	388,900
	6	157,000	196,400	232,300	257,700	294,900	343,300	391,600
	7	158,700	198,000	233,900	258,900	297,200	345,400	394,200
	8	160,400	199,600	235,500	260,000	299,300	347,600	397,000
	9	162,200	201,200	237,100	261,400	301,300	349,600	399,100
	10	164,000	202,900	238,600	262,300	303,600	351,700	401,400
	11	165,700	204,600	240,000	263,600	305,600	353,900	403,700
	12	167,500	206,300	241,400	264,800	307,800	356,000	405,900
	13	169,100	207,900	243,100	266,100	310,000	357,700	408,100
	14	171,000	209,600	244,400	267,600	312,000	359,600	410,100
	15	173,000	211,300	245,800	269,100	314,200	361,700	412,200
	16	175,000	212,900	247,000	270,800	316,200	363,700	414,300
	17	176,900	214,400	248,200	272,100	318,200	365,500	416,200
	18	178,800	216,100	249,500	274,000	320,300	367,700	418,300
	19	180,700	217,800	250,700	275,800	322,500	369,600	420,200
	20	182,600	219,500	251,900	277,700	324,500	371,700	422,300
	21	184,600	220,800	253,200	279,500	326,600	373,600	424,100
	22	186,100	222,200	254,300	281,300	328,700	375,600	425,700
	23	187,600	223,600	255,400	283,300	330,600	377,700	427,300
	24	189,100	225,100	256,500	285,000	332,700	379,700	428,800
	25	190,600	226,600	257,600	286,900	334,500	381,300	430,400
	26	192,200	228,100	259,200	288,800	336,500	383,100	431,700
	27	193,700	229,600	260,600	290,500	338,500	384,800	433,000
	28	195,100	230,900	262,300	292,400	340,400	386,700	434,300
	29	196,700	232,500	263,700	294,500	342,100	388,500	435,600
	30	198,100	233,900	265,400	296,300	343,900	390,000	436,800
	31	199,400	235,400	267,100	298,200	345,600	391,800	438,000
	32	200,700	236,700	268,800	300,000	347,400	393,500	439,200
	33	202,000	238,100	270,200	301,700	349,300	394,900	440,300
	34	203,400	239,500	272,000	303,600	351,100	396,200	441,500
	35	204,800	240,500	273,700	305,300	353,000	397,500	442,800
	36	206,200	241,700	275,300	307,100	354,800	398,800	444,000

	37	207,400	243,200	277,000	308,800	356,500	399,900	445,300
	38	208,700	244,500	278,700	310,400	358,200	401,100	446,100
	39	210,100	245,700	280,300	312,000	359,800	402,200	446,700
	40	211,400	247,100	281,900	313,800	361,600	403,400	447,400
	41	212,600	248,400	283,700	315,400	362,900	404,300	447,700
	42	213,800	249,600	285,300	317,100	364,200	405,000	448,300
	43	215,000	250,900	287,000	318,800	365,300	405,800	448,700
	44	216,200	252,000	288,700	320,400	366,600	406,600	449,100
	45	217,500	252,900	290,200	321,700	367,800	407,000	449,500
	46	218,600	254,500	291,900	323,200	368,600	407,700	449,900
	47	219,700	255,900	293,600	324,600	369,700	408,200	450,300
	48	220,800	257,400	295,400	326,200	370,800	408,600	450,500
	49	221,900	259,100	296,900	327,800	372,000	409,000	450,900
	50	222,900	260,500	298,500	329,100	373,000	409,300	451,400
	51	223,800	261,800	299,900	330,300	374,000	409,600	451,700
	52	224,800	263,200	301,500	331,700	374,900	410,000	452,000
	53	225,500	264,400	303,000	332,700	375,700	410,300	452,200
	54	226,400	265,800	304,400	333,700	376,600	410,500	
	55	227,200	267,200	305,900	334,700	377,500	410,900	
	56	228,200	268,500	307,400	335,800	378,400	411,200	
再任用職員以外の職員	57	229,000	269,500	308,700	336,400	379,100	411,300	
	58	229,900	270,800	309,900	337,400	379,800	411,500	
	59	230,600	272,100	311,200	338,200	380,600	412,000	
	60	231,500	273,400	312,600	339,100	381,400	412,400	
	61	232,400	274,200	314,000	339,800	381,900	412,700	
	62	233,300	275,500	315,200	340,100	382,600	413,000	
	63	234,200	276,900	316,400	340,800	383,300	413,300	
	64	235,300	278,200	317,700	341,500	384,000	413,600	
	65	235,800	279,300	319,000	342,200	384,500	413,800	
	66	236,700	280,400	319,800	342,900	385,000		
	67	237,500	281,400	320,600	343,600	385,700		
	68	238,300	282,600	321,500	344,300	386,300		
	69	239,000	283,700	322,200	344,900	386,800		
	70	239,700	284,700	322,900	345,500	387,400		
	71	240,300	285,800	323,600	346,100	387,900		
	72	240,900	286,900	324,100	346,700	388,400		
	73	241,700	287,700	324,900	347,000	389,000		
	74	242,500	288,400	325,100	347,700	389,500		
	75	243,300	289,000	325,700	348,200	390,000		
	76	244,000	289,800	326,300	348,800	390,600		

	77	244,600	290,600	327,000	349,300	391,000		
	78	245,300	291,200	327,500	349,700	391,500		
	79	245,900	291,700	328,000	350,200	392,100		
	80	246,500	292,300	328,500	350,700	392,600		
	81	246,800	293,000	329,000	351,000	392,800		
	82	247,200	293,600	329,500	351,300	393,400		
	83	247,600	294,000	330,000	351,700	393,800		
	84	248,000	294,400	330,500	352,000	394,100		
	85	248,400	294,600	331,000	352,500	394,400		
	86		294,800	331,400	352,800			
	87		295,000	331,600	353,100			
	88		295,200	332,000	353,400			
	89		295,600	332,400	353,800			
	90		295,900	332,800	354,100			
	91		296,100	333,200	354,400			
	92		296,300	333,600	354,700			
	93		296,700	334,100	355,100			
	94		296,900	334,200	355,400			
	95		297,100	334,600	355,800			
	96		297,400	334,900	356,100			
	97		297,800	335,100	356,400			
	98		298,100	335,400	356,800			
	99		298,400	335,700	357,200			
	100		298,700	336,000	357,600			
	101		298,900	336,200	358,000			
	102		299,100	336,500	358,600			
	103		299,400	336,900	359,000			
	104		299,700	337,100	359,400			
	105		300,000	337,200	359,800			
	106			337,500				
	107			337,900				
	108			338,100				
	109			338,300				
	110			338,700				
	111			339,100				
	112			339,400				
	113			339,600				
再任用職員		191,900	219,000	247,800	261,500	287,100	328,900	371,700

(注) 一般職に属する学校職員の給与に関する条例にあっては、医療職給料表と読み替える。ただし、この場合、6級及び7級を除く。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	163,500	191,700	241,000	264,600	290,200	336,000	381,400
	2	165,000	193,900	242,800	265,600	292,200	338,200	384,000
	3	166,500	196,000	244,600	266,600	294,100	340,300	386,800
	4	167,900	198,100	246,400	267,500	296,000	342,600	389,400
	5	169,400	200,300	247,800	268,400	297,800	344,700	391,700
	6	171,000	202,700	249,300	269,400	299,700	346,700	394,100
	7	172,500	205,000	250,600	270,300	301,400	348,900	396,500
	8	174,000	207,200	252,000	271,300	303,300	351,100	398,800
	9	175,500	209,600	253,200	272,400	305,200	352,700	400,900
	10	177,200	211,100	254,200	273,200	307,100	354,600	403,000
	11	178,800	212,600	255,300	274,300	309,000	356,600	405,200
	12	180,400	214,000	256,300	275,500	310,800	358,600	407,600
	13	182,000	215,300	257,500	276,800	312,600	360,600	409,500
	14	184,000	216,800	258,500	278,300	314,400	362,900	411,600
	15	186,000	218,300	259,500	279,500	316,100	364,900	413,800
	16	188,000	219,700	260,400	281,000	317,900	367,100	416,000
	17	190,300	221,100	261,200	282,200	319,600	369,100	417,900
	18	192,500	222,600	262,100	283,800	321,300	371,100	420,300
	19	194,700	224,100	263,200	285,100	323,100	373,200	422,500
	20	196,800	225,500	264,200	286,500	324,700	375,200	424,600
	21	199,000	226,900	265,000	288,100	326,300	377,100	426,600
	22	201,200	228,600	266,000	289,700	328,000	379,200	428,600
	23	203,400	230,400	266,900	291,100	329,600	381,300	430,400
	24	205,600	232,100	267,900	292,600	331,200	383,400	432,300
	25	207,700	233,600	269,000	293,900	332,800	385,400	434,100
	26	209,000	235,300	270,400	295,800	334,200	387,100	435,600
	27	210,400	237,000	271,600	297,600	335,700	389,100	437,300
	28	211,800	238,700	272,900	299,400	337,300	390,900	438,900
	29	212,800	240,300	274,200	300,900	338,600	392,900	440,200
	30	214,100	241,700	275,700	302,600	340,000	394,700	441,600
	31	215,400	243,000	277,400	304,300	341,600	396,500	443,200
	32	216,600	244,200	278,900	305,900	343,100	398,400	444,800
	33	217,900	245,600	280,400	307,300	344,700	400,100	446,400
	34	219,200	246,800	281,800	308,900	346,300	401,900	448,000
	35	220,500	247,800	283,400	310,400	347,900	403,700	449,600
	36	221,800	249,100	284,700	312,000	349,500	405,400	451,100
	37	223,200	250,200	286,300	313,600	351,100	407,100	452,100
	38	224,600	251,300	287,800	315,100	352,700	408,900	453,500
	39	225,900	252,200	289,200	316,600	354,300	410,600	454,900
	40	227,300	253,200	290,600	318,200	355,800	412,400	456,300

	41	228,400	253,900	292,200	319,700	357,100	414,000	457,400
	42	229,900	254,800	293,700	321,100	358,700	415,600	458,100
	43	231,300	255,700	295,300	322,600	360,100	417,100	458,900
	44	232,700	256,600	296,900	324,100	361,700	418,400	459,400
	45	233,900	257,500	298,200	325,200	363,300	419,500	460,400
	46	235,300	258,400	299,600	326,600	364,400	420,600	461,200
	47	236,600	259,300	301,100	328,100	365,800	421,700	462,000
	48	238,000	260,400	302,700	329,500	367,100	423,000	462,600
	49	239,100	261,500	304,100	330,900	368,600	424,400	463,400
	50	240,200	262,800	305,400	332,300	369,900	425,400	464,100
	51	241,400	263,900	306,700	333,600	371,300	426,700	464,800
	52	242,500	265,200	308,100	334,900	372,700	427,800	465,600
	53	243,700	266,300	309,500	336,200	374,200	428,900	466,400
	54	244,700	267,800	310,900	337,600	375,300	429,900	467,200
	55	245,900	269,400	312,300	339,000	376,500	431,200	467,700
	56	246,700	270,700	313,800	340,300	377,700	432,200	468,400
	57	247,800	272,300	314,800	341,300	378,900	433,400	469,300
	58	248,800	273,900	316,100	342,700	379,900	433,800	
	59	249,500	275,400	317,400	343,900	380,900	434,600	
	60	250,500	276,900	318,800	345,100	381,900	435,000	
	61	251,500	278,500	319,900	346,300	382,500	435,400	
	62	252,400	279,900	321,200	347,300	383,400	436,200	
	63	253,200	281,400	322,500	348,600	384,200	436,600	
	64	254,200	282,900	323,800	349,800	384,900	437,100	
	65	255,200	284,400	325,000	351,000	385,700	437,400	
	66	256,200	285,900	326,300	352,200	386,500	437,800	
	67	257,400	287,400	327,700	353,400	387,300	438,100	
	68	258,200	288,900	329,000	354,500	388,000	438,400	
	69	259,000	290,000	329,800	355,500	388,700	438,700	
	70	260,200	291,500	330,900	356,600	389,300		
	71	261,400	293,000	332,000	357,700	389,900		
	72	262,800	294,600	332,900	358,800	390,500		
	73	264,200	295,900	334,200	359,500	391,200		
	74	265,400	297,300	334,900	360,700	391,700		
	75	266,600	298,600	336,100	361,800	392,300		
	76	267,800	299,900	337,300	362,900	392,800		
	77	268,900	301,400	338,400	363,700	393,300		
	78	270,000	302,800	339,500	364,400	393,900		
	79	271,300	304,100	340,800	365,200	394,500		
	80	272,500	305,300	342,000	366,000	394,800		
	81	273,600	306,100	343,100	366,700	394,900		
	82	274,600	307,300	344,200	367,200	395,500		
	83	275,700	308,500	345,200	367,800	396,000		
	84	276,900	309,700	346,300	368,300	396,300		

再任  
用職  
員以



外の 職員	85	277,700	310,700	347,300	368,900	396,600
	86	278,800	311,900	348,300	369,400	397,000
	87	279,800	313,100	349,300	369,900	397,600
	88	280,900	314,200	350,200	370,400	398,000
	89	282,000	315,500	351,300	370,800	398,100
	90	283,000	316,700	352,100	371,300	398,700
	91	283,900	317,900	352,900	371,900	399,300
	92	284,800	319,000	353,700	372,400	399,500
	93	285,800	320,000	354,300	372,800	400,000
	94	286,800	320,800	354,900	373,300	
	95	287,800	321,500	355,600	373,800	
	96	288,800	322,100	356,200	374,100	
	97	289,500	322,800	356,700	374,600	
	98	290,300	323,100	357,100	375,100	
	99	291,100	323,800	357,600	375,500	
	100	292,000	324,400	358,000	376,000	
	101	292,800	324,900	358,500	376,600	
	102	293,700	325,500	358,900	377,100	
	103	294,300	326,100	359,400	377,600	
	104	295,100	326,700	359,700	378,100	
	105	295,800	327,100	360,100	378,700	
	106	296,300	327,600	360,600	379,200	
	107	296,800	328,100	361,100	379,600	
	108	297,300	328,600	361,400	380,100	
	109	297,600	329,100	361,900	380,700	
	110	298,000	329,400	362,400	381,200	
	111	298,200	329,700	362,900	381,700	
	112	298,600	330,100	363,400	382,300	
113	298,800	330,500	364,000	382,900		
114	299,000	330,900	364,400			
115	299,400	331,300	364,900			
116	299,700	331,600	365,300			
117	300,000	331,800	365,700			
118	300,400	332,100	366,200			
119	300,700	332,500	366,700			
120	301,100	332,700	367,200			
121	301,400	333,000	367,600			
122	301,800	333,300	368,100			
123	302,200	333,600	368,600			
124	302,600	333,900	369,100			
125	302,800	334,100	369,400			
126	303,000	334,300				
127	303,300	334,700				
128	303,700	334,900				

	129	303,900	335,000					
	130	304,200	335,400					
	131	304,600	335,800					
	132	305,000	336,000					
	133	305,200	336,300					
	134	305,500	336,700					
	135	305,900	337,100					
	136	306,200	337,500					
	137	306,400	337,800					
	138	306,800	338,200					
	139	307,200	338,700					
	140	307,500	339,100					
	141	307,700	339,300					
	142	308,100	339,700					
	143	308,500	340,100					
	144	308,800	340,500					
	145	308,900	340,800					
	146	309,100	341,200					
	147	309,400	341,600					
	148	309,800	342,000					
	149	310,000	342,300					
	150	310,200	342,700					
	151	310,500	343,100					
	152	310,800	343,500					
	153	311,200	343,800					
	154	311,500						
	155	311,700						
	156	312,000						
	157	312,400						
	158	312,700						
	159	313,000						
	160	313,300						
	161	313,700						
	162	313,900						
	163	314,200						
	164	314,500						
	165	314,900						
	166	315,200						
	167	315,500						
	168	315,800						
	169	316,200						
再任用職員		239,100	260,000	267,400	277,700	294,400	332,300	377,600

教育職給料表

イ 教育職給料表(一)

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	158,700	203,900	335,300	425,100
	2	160,200	205,600	337,600	426,900
	3	161,700	207,400	339,900	428,700
	4	163,200	209,100	342,000	430,400
	5	165,000	211,000	344,400	432,000
	6	166,900	212,800	346,600	433,500
	7	168,700	214,500	348,900	435,400
	8	170,600	216,200	351,200	437,400
	9	172,400	218,000	353,200	439,200
	10	174,600	219,900	355,300	441,000
	11	176,600	221,800	357,500	442,900
	12	178,600	223,700	359,700	444,700
	13	180,700	225,400	361,700	446,500
	14	182,900	227,400	363,800	448,400
	15	185,100	229,400	365,800	450,200
	16	187,300	231,500	368,000	452,100
	17	189,700	233,500	369,800	453,900
	18	192,300	236,200	371,700	455,700
	19	194,900	238,900	373,700	457,600
	20	197,400	241,600	375,600	459,400
	21	200,000	244,200	377,600	460,900
	22	201,700	247,000	379,500	462,700
	23	203,400	249,700	381,500	464,600
	24	205,100	252,500	383,500	466,200
	25	206,600	255,200	384,800	468,000
	26	208,300	257,700	386,800	469,700
	27	210,100	260,100	388,600	471,200
	28	211,800	262,600	390,400	473,000
	29	213,300	265,300	392,300	474,300
	30	215,000	267,800	394,300	475,800
	31	216,700	270,100	396,300	476,900
	32	218,400	272,300	398,300	478,400
	33	220,000	274,600	400,000	479,600
	34	221,800	276,800	401,700	480,300
	35	223,600	279,000	403,400	480,700
	36	225,400	281,100	405,200	481,600
	37	227,100	283,400	406,600	482,200
	38	228,900	285,500	408,100	
	39	230,800	287,400	409,500	
	40	232,600	289,500	411,000	

	41	234,400	291,300	412,700
	42	236,100	293,700	414,100
	43	237,700	296,200	415,400
	44	239,400	298,700	416,900
	45	241,200	300,800	418,500
	46	242,600	303,400	419,900
	47	243,900	305,900	421,400
	48	245,300	308,600	423,000
	49	246,800	311,000	424,700
	50	248,300	313,600	426,200
	51	249,600	315,900	427,800
	52	251,000	318,300	429,400
	53	252,200	320,500	431,100
	54	253,500	322,800	432,600
	55	254,900	324,900	434,200
	56	256,100	327,100	435,700
	57	257,400	329,400	437,300
	58	258,500	331,600	438,800
	59	259,700	333,800	440,200
	60	261,000	335,800	441,300
	61	262,300	337,900	442,500
	62	263,800	340,000	444,000
	63	265,100	342,300	445,300
	64	266,500	344,500	446,400
	65	267,700	346,500	447,600
	66	269,300	348,700	449,000
	67	270,700	350,900	450,200
	68	272,400	353,100	451,300
	69	273,900	354,900	452,500
	70	275,300	357,000	453,900
	71	276,800	359,100	455,100
	72	278,300	361,100	456,100
	73	279,400	362,900	457,100
	74	280,800	364,600	458,000
	75	282,100	366,600	458,500
	76	283,500	368,600	459,000
	77	284,800	370,500	459,300
	78	286,000	372,200	
	79	287,200	373,800	
	80	288,400	375,400	
再任	81	289,500	377,000	
用職	82	290,700	378,500	
員以	83	291,900	379,900	
外の	84	293,100	381,500	
職員				

85	294,300	382,700
86	295,600	384,100
87	296,700	385,500
88	297,900	386,900
89	299,000	388,300
90	300,200	389,600
91	301,400	390,800
92	302,700	392,100
93	303,400	393,500
94	304,500	394,700
95	305,700	395,900
96	306,900	397,200
97	307,900	398,600
98	309,000	399,700
99	309,900	400,700
100	311,000	401,800
101	311,800	402,700
102	313,000	403,800
103	314,000	404,800
104	315,100	405,900
105	315,700	406,800
106	316,600	407,800
107	317,400	408,700
108	318,200	409,600
109	319,100	410,500
110	319,500	411,400
111	320,000	412,200
112	320,500	413,000
113	321,100	413,600
114	321,600	414,300
115	322,100	415,000
116	322,600	415,700
117	323,200	416,400
118	323,700	416,900
119	324,100	417,100
120	324,600	417,500
121	325,100	418,200
122	325,500	418,500
123	326,000	418,600
124	326,500	418,900
125	327,100	419,200
126	327,400	419,400
127	327,700	419,800
128	328,000	419,900

	129	328,300	420,100		
	130	328,700	420,400		
	131	329,000	420,700		
	132	329,200	420,900		
	133	329,400	421,100		
	134	329,600	421,400		
	135	329,800	421,700		
	136	330,100	421,900		
	137	330,400	422,100		
	138	330,600	422,400		
	139	330,900	422,700		
	140	331,200	422,900		
	141	331,400	423,100		
	142	331,600	423,400		
	143	331,900	423,700		
	144	332,100	423,900		
	145	332,400	424,100		
	146	332,600			
	147	332,900			
	148	333,200			
	149	333,400			
	150	333,700			
	151	334,000			
	152	334,200			
	153	334,400			
再任用職員		238,000	279,300	337,300	423,200

ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	158,700	175,000	294,800	414,700
	2	160,200	177,100	297,500	416,200
	3	161,700	179,200	300,500	417,700
	4	163,200	181,400	303,000	419,200
	5	165,000	183,500	305,500	420,600
	6	166,900	185,700	308,200	422,100
	7	168,700	187,900	310,500	423,600
	8	170,600	190,200	313,100	425,200
	9	172,400	192,500	315,500	426,700
	10	174,600	195,400	318,100	428,100
	11	176,600	198,100	320,900	429,500
	12	178,600	200,900	323,900	430,800
	13	180,700	203,900	326,500	432,200
	14	182,900	205,600	328,700	433,600
	15	185,100	207,400	330,800	435,000
	16	187,300	209,100	333,200	436,300
	17	189,700	211,000	335,300	437,600
	18	192,300	212,800	337,600	438,900
	19	194,900	214,500	339,900	440,000
	20	197,400	216,200	342,000	441,300
	21	200,000	218,000	344,400	442,500
	22	201,700	219,900	346,600	443,800
	23	203,400	221,800	348,900	445,000
	24	205,100	223,700	351,200	446,300
	25	206,600	225,400	353,200	447,600
	26	208,200	227,400	355,100	448,900
	27	209,900	229,400	356,900	450,100
	28	211,600	231,500	358,800	451,200
	29	213,300	233,500	360,400	452,200
	30	215,000	236,200	362,500	453,300
	31	216,700	238,900	364,300	454,100
	32	218,400	241,600	366,100	454,700
	33	219,800	244,200	367,800	455,800
	34	221,500	247,000	369,600	456,300
	35	223,200	249,700	371,300	456,700
	36	224,900	252,500	373,100	457,400
	37	226,500	255,200	375,000	458,000
	38	228,200	257,700	376,500	
	39	230,000	260,100	378,000	
	40	231,700	262,600	379,600	
	41	233,400	265,300	380,800	
	42	235,100	267,800	382,400	
	43	236,700	270,100	383,800	
	44	238,400	272,300	385,300	
	45	240,000	274,600	386,900	
	46	241,500	276,800	388,500	
	47	243,000	279,000	390,000	
	48	244,400	281,100	391,600	
	49	246,100	283,400	393,100	
	50	247,500	285,500	394,600	
	51	249,100	287,400	396,100	
	52	250,300	289,500	397,600	

	53	251,400	291,300	398,900
	54	252,800	293,700	400,100
	55	254,000	296,200	401,300
	56	255,300	298,700	402,500
	57	256,600	300,800	404,000
	58	257,800	303,400	405,100
	59	258,900	305,900	406,400
	60	260,100	308,600	407,700
	61	261,500	311,000	409,000
	62	262,800	313,600	409,900
	63	264,100	315,900	411,300
	64	264,900	318,300	412,700
	65	265,900	320,500	413,900
	66	267,400	322,800	415,000
	67	268,900	324,900	416,200
	68	270,300	327,100	417,400
	69	272,000	329,400	418,500
	70	273,500	331,600	419,700
	71	274,800	333,800	420,800
	72	276,200	335,800	422,000
再任 用職 員以 外の 職員	73	277,500	337,900	422,800
	74	278,800	340,000	423,600
	75	280,000	342,300	424,300
	76	281,200	344,500	424,800
	77	282,700	346,400	425,000
	78	283,900	348,300	425,300
	79	285,000	350,200	425,900
	80	286,200	352,100	426,400
	81	287,400	353,900	426,700
	82	288,600	355,600	427,100
	83	289,700	357,300	427,300
	84	290,900	359,100	427,600
	85	291,900	360,400	428,100
	86	292,800	362,200	428,300
	87	293,800	363,900	428,900
	88	294,800	365,400	429,100
	89	295,800	367,000	429,400
	90	296,700	368,300	429,600
	91	297,600	369,500	430,200
	92	298,500	370,800	430,300
	93	298,900	372,300	430,400
	94	299,600	373,600	
	95	300,400	374,800	
	96	301,200	376,100	
	97	302,100	377,200	
	98	302,900	378,300	
	99	303,600	379,400	
	100	304,300	380,400	
	101	305,200	381,600	
	102	305,700	382,600	
	103	306,200	383,600	
	104	306,700	384,600	
	105	307,000	385,300	
	106	307,400	386,300	
	107	307,800	387,200	
	108	308,100	388,200	



109	308,300	389,100		
110	308,500	390,000		
111	308,800	391,000		
112	309,000	392,000		
113	309,200	392,600		
114	309,400	393,500		
115	309,600	394,400		
116	309,900	395,200		
117	310,200	396,100		
118	310,500	396,900		
119	310,800	397,700		
120	311,100	398,500		
121	311,200	399,200		
122	311,400	399,900		
123	311,700	400,600		
124	312,000	401,300		
125	312,200	402,000		
126		402,700		
127		403,300		
128		403,900		
129		404,600		
130		405,100		
131		405,800		
132		406,300		
133		406,600		
134		406,900		
135		407,100		
136		407,500		
137		407,800		
138		408,000		
139		408,200		
140		408,600		
141		408,800		
142		409,100		
143		409,400		
144		409,700		
145		409,900		
146		410,200		
147		410,500		
148		410,700		
149		410,900		
150		411,200		
151		411,500		
152		411,700		
153		411,900		
154		412,200		
155		412,500		
156		412,700		
157		412,900		
再任用職員	229,100	276,000	330,400	413,000

## 備考

- 1 各給料表の備考は、現行どおりとする。
- 2 新給料表適用の日における職員の職務の等級及び号給は、その前日における職務の等級及び号給と同一とする。

## 別記第2

### 第5条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	402,300
2	463,600
3	525,900
4	607,600
5	706,700
6	806,800

### 第5条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	334,900
2	371,700
3	400,300

### 備考

新給料表適用の日における職員の号給は、その前日における号給と同一とする。

## 別記第3

### 第7条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	379,900
2	428,900
3	481,000
4	543,300
5	619,900
6	724,100
7	846,600

### 備考

新給料表適用の日における職員の号給は、その前日における号給と同一とする。



# 人事院の給与勧告等の概要



## 給与勧告の骨子

### ○ 本年の給与勧告のポイント

#### 月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.17%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

#### 給与制度の改正

- ① 給与制度の総合的見直しについて、本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② 配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引上げ
- ③ 専門スタッフ職俸給表に4級を新設

### I 給与勧告制度の基本的考え方

#### 1 給与勧告の意義と役割

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適應するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤

#### 2 民間準拠による給与水準の改定

- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的
- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値での比較は適当でなく、給与決定要素を合わせて比較することが適当。本院の比較は、職種を始め、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の給与額を対比させ、国家公務員の人員数のウエイトを用いて比較
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業においては、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、これまでのような実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

### II 民間給与との較差に基づく給与改定

#### 1 民間給与との比較

約11,700民間事業所の約49万人の個人別給与を実地調査(完了率 87.7%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 708円 0.17% [行政職(一)…現行給与 410,984円 平均年齢43.6歳]  
[俸給 448円 本府省業務調整手当 206円 はね返し分(注) 54円]

(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.32月(公務の支給月数 4.20月)

#### 2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

##### (1) 俸給表

##### ① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)採用職員の初任給を1,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定(平均改定率 0.2%)

##### ② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)

##### (2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、手当額を引上げ  
(係長級: 4%→4.5%相当額、係員級: 2%→2.5%相当額)

### (3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

#### <ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.20月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
28年度	期末手当	1.225月(支給済み)	1.375月(改定なし)
	勤勉手当	0.80月(支給済み)	0.90月(現行0.80月)
29年度	期末手当	1.225月	1.375月
	以降 勤勉手当	0.85月	0.85月

#### [実施時期]

・月例給：平成28年4月1日 ・ボーナス：法律の公布日

## III 給与制度の改正等

### 1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、昨年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
- ・ 平成29年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額5.5%相当額に、係員級は同3.5%相当額にそれぞれ引上げ

### 2 配偶者に係る扶養手当の見直し(平成29年4月1日から段階実施)

民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、以下のとおり見直し

- ・ 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引上げ(配偶者及び父母等：6,500円、子：10,000円)
- ・ 本府省課長級(行(一)9・10級相当)の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。本府省室長級(行(一)8級相当)の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円支給
- ・ 配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施し、それにより生ずる原資の範囲内で子に係る手当額を引上げ

税制及び社会保障制度の見直しの状況や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について、必要な見直しを検討

### 3 専門スタッフ職俸給表4級の新設(平成29年4月1日実施)

政府において、部局横断的な重要政策等の企画及び立案等を支援する職を、現行の専門スタッフ職よりも上位の職制上の段階に相当する新たな専門スタッフ職として、平成29年度から各府省の官房等に設置予定。この新たな職の専門性、重要度、困難度を踏まえ、専門スタッフ職俸給表4級を新設

- ・ 俸給月額は、同表3級の最高号俸の俸給月額を一定程度上回るものとする一方、管理的業務を行うものではないことを踏まえ、指定職俸給表1号俸の俸給月額を下回る水準に設定
- ・ 昇給は、勤務成績が極めて良好である場合に限定(昇給号俸数は1号俸)。勤勉手当は、他の俸給表と比べ、勤務実績をより反映し得るよう、専門スタッフ職俸給表3級と同一の成績率を設定

### 4 その他

#### (1) 再任用職員の給与

- ・ 勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」の成績率を「良好」の成績率よりも一定程度高くなるように設定
- ・ 再任用職員の増加や在職期間の長期化等を注視しつつ、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、給与の在り方について必要な検討

#### (2) 介護時間制度の新設に伴う給与の取扱い

介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合であっても、昇給・勤勉手当において直ちに不利にならない取扱いとなるようにし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

#### (3) 非常勤職員の給与

平成20年に発出した指針の内容に沿った処遇の確保が図られるよう、今後とも各府省を指導



## 育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告の骨子

### ○ 育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告のポイント

民間労働法制の改正内容に即した見直し（平成29年1月実施）

- ① 介護休暇の分割（3回まで可能）
- ② 介護時間の新設（最長連続3年、1日2時間まで）
- ③ 育児休業等に係る子の範囲の拡大（特別養子縁組の監護期間中の子等を追加）

#### 1 改正概要

##### (1) 介護休暇の分割

- ・ 職員の申出に基づき、各省各庁の長が指定期間（職員が介護休暇を請求できる期間）を指定
- ・ 指定期間は、人事院規則の定めるところにより、一の要介護状態ごとに3回以下、かつ、合計6月以下の範囲内で指定
- ・ 経過措置として、改正の日に介護休暇の初日から起算して6月を経過していない者についても、改正の日後に残余の期間を分割して取得できるよう措置

##### (2) 介護時間の新設

- ・ 日常的な介護ニーズに対応するため、各省各庁の長が、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で、勤務しないこと（介護時間）を承認できる仕組みを新設（公務の運営に支障がある時間については承認しないことが可能）
- ・ 介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とする。昇給・勤勉手当においては直ちに不利にならない取扱いとし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

##### (3) 育児休業等に係る子の範囲の拡大

- ・ 育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲を、①職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、②里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子（平成29年4月1日以降は、養子縁組里親である職員に委託されている子）、③その他これらに準ずる者として人事院規則で定める子といった法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも拡大
- ・ フレックスタイム制の週休日の特例についても、上記の法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する職員を対象とするよう措置

#### 2 実施時期

平成29年1月1日（養子縁組里親に係る改正は、平成29年4月1日）

#### 3 その他（上記と併せた人事院規則の改正等）

民間労働法制の改正内容に即して、①介護休暇等の対象家族について、祖父母、孫及び兄弟姉妹の同居要件の撤廃、②介護を行う職員の超過勤務の免除、③上司・同僚等によるいわゆるマタハラ等の防止、④非常勤職員の育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置

## 公務員人事管理に関する報告の骨子

少子高齢化に直面している我が国では、誰もがその能力を発揮して活躍できるよう働き方改革が重要な課題。公務においても、年齢別人員構成の偏りが生じる中、本院は、働き方改革をはじめとする諸課題について、関係各方面と連携しつつ、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を引き続き進めていく。

### 1 人材の確保及び育成

#### (1) 多様な有為の人材の確保

効果的な人材確保活動には、働き方改革とともに公務の魅力の積極的な発信が不可欠。大学等と連携し、女性や私立大学・地方大学の学生など対象に応じたきめ細かな施策を展開。試験制度面でも引き続き必要な点検

#### (2) 人材育成

Off-JTの重要性が増加。マネジメント能力向上、キャリア形成、女性登用拡大に資する研修、中途採用者や国際化対応のための研修を強化。派遣研修の活用促進。官民人事交流推進に向けて環境整備

#### (3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

適正な人事評価を通じた能力・実績に基づく人事管理が重要。特に、幹部候補育成課程の適切な運用等を通じた昇進管理の強化が必要。働き方に制約がある職員等に対する柔軟な人事管理も必要

### 2 働き方改革と勤務環境の整備

#### (1) 仕事と家庭の両立支援の充実

民間法制の改正内容に即して、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、法律上の子に準ずる子への育児休業等の範囲の拡大等を措置（育児休業法改正の意見の申出、勤務時間法改正の勧告）

#### (2) 長時間労働の是正

府省のトップが組織全体の業務量削減・合理化に取り組むことが重要。現場の管理職員による超勤予定の事前確認や具体的指示等の取組を徹底することが有効。業務合理化後も長時間超勤をせざるを得ない職員には、人事管理部署と健康管理部署との方針共有や業務平準化等の配慮も必要

#### (3) 心の健康づくりの推進

職員自身のストレスへの気付きを促すため、今年度からストレスチェック制度を実施。働きやすい職場づくり実現に向けて管理職員のみならず職員一人一人が当事者意識を持つよう支援

#### (4) ハラスメント防止対策

性的指向や性自認をからかう言動もセクハラである旨を明確にし、セクハラやパワハラの防止を引き続き推進。上司・同僚によるマタハラ等の防止につき、民間法制内容を踏まえた防止策を措置

#### (5) 非常勤職員の勤務環境の整備

民間法制の改正内容を踏まえ、育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置。給与に関する指針に沿った処遇を確保するよう各府省を指導

### 3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

60歳を超える職員の勤務形態に対する多様なニーズも踏まえた定年延長に向けた仕組みを具体化していくことが必要。当面は、民間同様にフルタイム中心の再任用勤務の実現を通じて再任用職員の能力・経験の一層の活用を図る必要。各府省は計画的な人事管理や能力・経験を活用し得る配置、職員の意識の切替え等の取組を推進。本院は、関係機関への働きかけや各府省への情報提供等により各府省の取組を支援

# 参 考 资 料



# 目 次

## 職員給与関係

平成 28 年職員給与実態調査の概要	5 3
第 1 表 給料表別・部局別・給与月額	5 4
第 2 表 給料表別平均給与月額	5 9
第 3 表 給料表別・等級別・号給別人員	6 0
第 4 表 給料表別・学歴別・男女別人員	7 9
第 5 表 給料表別・年齢別・男女別人員	8 0
第 6 表 給料表別・経験年数別・男女別人員	8 1
第 7 表 給料表別・勤続年数別・男女別人員	8 2
第 8 表 給料表別管理職手当の状況	8 3
第 9 表 給料表別扶養手当の状況	8 4
第 10 表 給料表別住居手当の状況	8 5
第 11 表 単身赴任している職員の配偶者が居住する借家・借間 に係る住居手当の状況	8 6
第 12 表 給料表別通勤手当の状況	8 7
第 13 表 給料表別・交通機関等利用者の運賃等（月額）別人員	8 8
第 14 表 給料表別・通勤方法別・通勤距離（片道）別人員	9 0
第 15 表 給料表別単身赴任手当の状況	9 6
第 16 表 任期付研究員及び特定任期付職員の給料表別・号給別 人員	9 7
第 17 表 再任用職員の給料表別・等級別人員	9 7

## 民間給与関係

平成 28 年職種別民間給与実態調査の概要	99
第 18 表 産業別・規模別調査事業所数	100
第 19 表 職種別民間給与の支給状況	101
第 20 表 公民給与の比較における対応関係	111
第 21 表 民間における職種別・学歴別初任給	112
第 22 表 民間における給与改定の状況	113
第 23 表 民間における定期昇給の実施状況	113
第 24 表 民間における昇給制度の状況	113
第 25 表 民間における初任給の改定状況	114
第 26 表 民間における冬季賞与の配分状況	114
第 27 表 民間における扶養(家族)手当の支給状況	115
第 28 表 民間における住居(住宅)手当の支給状況	116
第 29 表 民間における月 45 時間を超え 60 時間を超えない時間外労働 の割増賃金率の状況	116

## 生計費及び労働経済指標

第 30 表 費目別・世帯人員別標準生計費(平成 28 年 4 月)	117
第 31 表 労働経済指標	118

# 職 員 給 与 関 係





## 平成28年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

### 1 調査目的

職員の給与の実態を明らかにするとともに、職員に適用されている給料表が適当であるかどうかについて判断するための資料を得ることを目的とする。

### 2 調査時点

平成28年4月1日現在

### 3 調査対象

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例第4条に定める給料表の適用を受ける職員
- (2) 一般職に属する学校職員の給与に関する条例第5条に定める給料表の適用を受ける職員
- (3) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第1条に規定する企業職員
- (4) 現業職員の給与に関する規則又はこれに準ずる定め適用を受ける職員
- (5) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条に定める給料表の適用を受ける職員
- (6) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条に定める給料表の適用を受ける職員

### 4 調査方法

各任命権者別の悉皆調査によった。

### 5 調査項目

年齢、学歴、経験年数、勤続年数、給料表の種類、平成28年4月分の給与、通勤状況、単身赴任状況及び扶養状況等

第1表

## 給料表別・部局別・給与月額

区分	給料表	行 政 職						
	部 局	知 事 部 局	各 行 政 委 員 会 事 務 局	教 育 委 員 会 事 務 局	高 等 ・ 特 別 支 援 学 校 等	小 ・ 中 学 校	警 察 本 部	計
A 職 員 数 人		3,320	78	340	232	415	375	4,760
B 給 料 総 額 円		1,137,543,350	28,951,200	131,239,300	76,660,000	128,684,500	115,311,200	1,618,389,550
C 管 理 職 手 当 総 額 円		27,716,000	1,293,000	2,472,000	1,772,000	-	490,000	33,743,000
D 扶 養 手 当 総 額 円		38,385,000	973,000	5,041,000	1,675,000	1,477,500	2,899,000	50,450,500
E 地 域 手 当 総 額 円		4,019,642	46,789	372,769	120,045	195,055	177,870	4,932,170
F 住 居 手 当 総 額 円		21,194,600	274,000	1,740,500	1,144,900	2,716,900	2,889,000	29,959,900
G そ の 他 手 当 総 額 円		2,523,400	-	570,000	-	283,408	150,000	3,526,808
H 給 与 総 額 (B+C+D+E+F+G) 円		1,231,381,992	31,537,989	141,435,569	81,371,945	133,357,363	121,917,070	1,741,001,928
職 員 一 人 当 たり 平 均	給 料 (B/A) 円	342,634	371,169	385,998	330,431	310,083	307,497	339,998
	管 理 職 手 当 (C/A) 円	8,348	16,577	7,271	7,638	-	1,307	7,089
	扶 養 手 当 (D/A) 円	11,562	12,474	14,826	7,220	3,560	7,731	10,599
	地 域 手 当 (E/A) 円	1,211	600	1,096	517	470	474	1,036
	住 居 手 当 (F/A) 円	6,384	3,513	5,119	4,935	6,547	7,704	6,294
	そ の 他 手 当 (G/A) 円	760	-	1,676	-	683	400	741
	給 与 (H/A) 円	370,898	404,333	415,987	350,741	321,343	325,112	365,757

- (注) 1 各行政委員会事務局は、議会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局及び監査委員事務局をいう。  
2 一般職に属する学校職員の給与に関する条例第5条に定める医療職給料表は、一般職の職員の給与に関する条例第4条に定める医療職給料表(二)と読み替えて取り扱った。以下同じ。  
3 給料には、給料の調整額、教職調整額及び切替に伴う差額を含む。  
4 円未満については、四捨五入とした。以下同じ。

公安職	海 事 職				研 究 職			
	警 察 本 部	知 事 部 局	高 等 ・ 特 別 支 援 等 学 校	警 察 本 部	計	知 事 部 局	教 育 委 員 会 局 教 事 務 局	警 察 本 部
3,122	30	10	12	52	150	14	19	183
1,022,999,200	11,714,400	3,647,100	4,754,900	20,116,400	56,101,400	5,880,700	5,981,100	67,963,200
5,316,000	216,000	-	53,000	269,000	1,262,000	179,000	83,000	1,524,000
42,130,000	592,000	218,500	178,000	988,500	1,733,000	182,500	122,000	2,037,500
1,858,155	18,769	295,851	7,474	322,094	193,821	9,357	9,269	212,447
26,244,100	81,000	27,000	38,500	146,500	1,056,000	72,000	132,000	1,260,000
9,573,401	360,000	-	120,000	480,000	230,500	-	-	230,500
1,108,120,856	12,982,169	4,188,451	5,151,874	22,322,494	60,576,721	6,323,557	6,327,369	73,227,647
327,674	390,480	364,710	396,242	386,854	374,009	420,050	314,795	371,384
1,703	7,200	-	4,417	5,173	8,413	12,786	4,368	8,328
13,495	19,733	21,850	14,833	19,010	11,553	13,036	6,421	11,134
595	626	29,585	623	6,194	1,292	668	488	1,161
8,406	2,700	2,700	3,208	2,817	7,040	5,143	6,947	6,885
3,066	12,000	-	10,000	9,231	1,537	-	-	1,260
354,939	432,739	418,845	429,323	429,279	403,845	451,683	333,019	400,151

5 公益的法人等派遣職員、専従休職者、任期付研究員、特定任期付職員及び再任用職員は、含まれていない。以下第15表までについて同じ。

6 その他手当は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)及びへき地手当(これに準ずる手当を含む。)である。

7 職員一人当たり平均は、それぞれの区分で円未満を四捨五入しているため、給与は内訳の合計と一致しないことがある。

区分	給料表	医 療 職 (二)				医療職(三)	
	部 局	知 事 部 局	知 事 部 局	高等・特別支援 学 校 等	小・中学校	計	知 事 部 局
A 職 員 数 人		7	3	11	29	43	-
B 給 料 総 額 円		3,808,400	901,800	4,027,300	6,727,600	11,656,700	-
C 管理職手当総額 円		555,000	-	-	-	-	-
D 扶養手当総額 円		146,500	-	45,500	-	45,500	-
E 地域手当総額 円		721,584	1,352	6,103	10,080	17,535	-
F 住居手当総額 円		53,000	-	54,000	487,200	541,200	-
G その他手当総額 円		1,340,500	-	-	-	-	-
H 給 与 総 額 (B+C+D+E+F+G) 円		6,624,984	903,152	4,132,903	7,224,880	12,260,935	-
職員一人当たり平均	給 料 ( B / A ) 円	544,057	300,600	366,118	231,986	271,086	-
	管理職手当 ( C / A ) 円	79,286	-	-	-	-	-
	扶 養 手 当 ( D / A ) 円	20,929	-	4,136	-	1,058	-
	地 域 手 当 ( E / A ) 円	103,083	451	555	348	408	-
	住 居 手 当 ( F / A ) 円	7,571	-	4,909	16,800	12,586	-
	そ の 他 手 当 ( G / A ) 円	191,500	-	-	-	-	-
	給 与 ( H / A ) 円	946,426	301,051	375,718	249,134	285,138	-

教 育 職 (一)				教 育 職 (二)			合 計
教 育 委 員 会 事 務 局	高 等 ・ 特 別 支 援 学 校 等	警 察 本 部	計	教 育 委 員 会 事 務 局	小 ・ 中 学 校	計	
19	3,011	1	3,031	20	7,301	7,321	18,519
*	1,217,556,017	*	1,225,589,817	8,091,400	2,817,194,392	2,825,285,792	6,795,809,059
112,000	10,559,000	-	10,671,000	54,000	47,921,000	47,975,000	100,053,000
250,500	31,367,000	-	31,617,500	363,000	52,608,500	52,971,500	180,387,500
*	1,897,206	*	1,909,790	12,754	4,366,653	4,379,407	14,353,182
97,500	18,598,000	-	18,695,500	108,000	48,358,100	48,466,100	125,366,300
-	1,650,000	-	1,650,000	-	15,962,651	15,962,651	32,763,860
*	1,281,627,223	*	1,290,133,607	8,629,154	2,986,411,296	2,995,040,450	7,248,732,901
*	404,369	*	404,352	404,570	385,864	385,915	366,964
5,895	3,507	-	3,521	2,700	6,564	6,553	5,403
13,184	10,417	-	10,431	18,150	7,206	7,236	9,741
*	630	*	630	638	598	598	775
5,132	6,177	-	6,168	5,400	6,623	6,620	6,770
-	548	-	544	-	2,186	2,180	1,769
*	425,648	*	425,646	431,458	409,041	409,103	391,421

(注) 「\*」については、職員数が少ないため、結果を秘匿値としている。

区分	給料表	参 考	
	部 局	企 業	現 業
A 職 員 数 人		117	26
B 給 料 総 額 円		40,965,800	8,929,500
C 管 理 職 手 当 総 額 円		1,203,000	-
D 扶 養 手 当 総 額 円		1,371,500	101,000
E 地 域 手 当 総 額 円		65,253	67,965
F 住 居 手 当 総 額 円		661,500	125,000
G そ の 他 手 当 総 額 円		-	-
H 給 与 総 額 ( B + C + D + E + F + G ) 円		44,267,053	9,223,465
職 員 一 人 当 たり 平 均	給 料 ( B / A ) 円	350,135	343,442
	管 理 職 手 当 ( C / A ) 円	10,282	-
	扶 養 手 当 ( D / A ) 円	11,722	3,885
	地 域 手 当 ( E / A ) 円	558	2,614
	住 居 手 当 ( F / A ) 円	5,654	4,808
	そ の 他 手 当 ( G / A ) 円	-	-
	給 与 ( H / A ) 円	378,351	354,749

第2表

## 給料表別平均給与月額

区分 給料表	職員数	給料	管理職手当	扶養手当	地域手当	住居手当	その他手当	給与	
	人	円	円	円	円	円	円	円	
行政職	4,760	339,998	7,089	10,599	1,036	6,294	741	365,757	
公安職	3,122	327,674	1,703	13,495	595	8,406	3,066	354,939	
海事職	52	386,854	5,173	19,010	6,194	2,817	9,231	429,279	
研究職	183	371,384	8,328	11,134	1,161	6,885	1,260	400,151	
医療職(一)	7	544,057	79,286	20,929	103,083	7,571	191,500	946,426	
医療職(二)	43	271,086	-	1,058	408	12,586	-	285,138	
医療職(三)	-	-	-	-	-	-	-	-	
教育職(一)	3,031	404,352	3,521	10,431	630	6,168	544	425,646	
教育職(二)	7,321	385,915	6,553	7,236	598	6,620	2,180	409,103	
全給料表	18,519	366,964	5,403	9,741	775	6,770	1,769	391,421	
前年全給料表	18,590	371,058	5,408	10,004	185	6,541	1,656	394,852	
対前年比	99.6	98.9	99.9	97.4	418.9	103.5	106.8	99.1	
参考	企業	117	350,135	10,282	11,722	558	5,654	-	378,351
	現業	26	343,442	-	3,885	2,614	4,808	-	354,749

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び切替に伴う差額を含む。  
2 前年全給料表の数値は、平成27年職員給与実態調査による数値である。  
3 その他手当は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤勤務手当(これに準ずる手当を含む。)  
及びへき地手当(これに準ずる手当を含む。)である。  
4 それぞれの区分で円未満を四捨五入しているため、給与は内訳の合計と一致しないことがある。

第3表

給料表別・等級別・号給別人員

第3表-1

行政職給料表

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1						1			1
2									
3									
4		2							
5		1							
6		1	1						
7		1	1						
8		47	1			1			
9	11	4	1						
10	9	6	8			1			
11	6	7	9						
12	16	7	2						
13	6	2	8			1			6
14		48	22			1			1
15	1	5	5						2
16	31	22	7						1
17	7	4	10						1
18	1	49	9						
19	4	13	9						
20	15	22	29						1
21	2	8	12						
22	1	49	7						
23	5	7	12						
24	17	16	32						
25	9	17	11						
26	1	42	16	1					
27	2	5	15						
28	13	15	28					4	
29	63	6	6	1				3	
30	12	13	21			1		2	
31	7	3	18	2				2	
32	56	18	20	1			26	2	
33	9	1	17	2			3		
34	8	1	40	6			23		
35	4	1	22	3				1	
36	40	1	16	2			1		
37	21		10	4					
38	5		34	15					
39	2	1	9	10					
40	4	1	8	7					
41	6	1	14	5					
42	1	2	34	12					
43	2		19	5					
44		1	23	38			1		
45	3	1	21	16			6		
46			36	15			1		
47	1		27	14			11		
48	1		24	31	3				
49			13	12	1	1	3		
50	2		40	30	2	36			
51		1	14	14	2	26			
52	1		27	55	41	20			
53	1		14	23	6	11			
54			22	33	7	41			
55		1	11	25	1	70			
56			39	71	39	1			
57			20	23	6	3			
58			19	27	3	13			
59			9	20	8	14			
60	1		15	46	29	7			
61			10	19	9	17	5		
62			17	16	6	7			
63	1		7	9	15	22			
64			12	16	57	13			
65			11	12	16	14			
66	1		8	13	12	19			
67	1		4	14	12	7			
68	2		11	11	81	19			
69	1		14	17	23	15			
70			8	8	19	14			
71			9	10	10	39			
72			10	11	39	28			
73			7	10	20	31			
74			5	5	12	14			
75			10	7	43	39			
76			5	8	8	29			



号給 \ 級		級								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
77		1		9	4	17	38			
78		1		5	6	12	28			
79				6	6	22	162			
80				9	5	8	21			
81				5	4	7	30			
82				3	8	8				
83				3	6	23	1			
84		1		5	8	3				
85				7	4	10	19			
86				4	7	13				
87				6	10	39				
88				1	7					
89				3	5	39				
90		1		5	5	4				
91					5	1				
92				5	4					
93		3		2	107	14				
94				2						
95										
96				2						
97										
98				2						
99				1						
100				2						
101										
102				2						
103				4						
104				1						
105				1						
106				1						
107										
108										
109				1						
110				3						
111				1						
112				2						
113				31						
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計	実数	420	453	1,199	956	750	875	80	14	13
	%	8.8	9.5	25.2	20.1	15.7	18.4	1.7	0.3	0.3
									実数総計	4,760

(注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。(以下第3表の各表について同じ。)

2 行政職給料表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

第3表-2

公安職給料表

給号	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7		38								
8		3		3						
9		2								
10		18								
11		12								
12		2		3						
13		2		1						
14		7		1						
15		4								
16		13		2						
17		2		1						
18		2		1						
19				1		1				
20		16		4						
21		2		1						
22		3		1	1					
23		52		1	1					
24		33	1	4						
25		7		2						
26		42	1	6	2					
27		11	5	1	3					
28		24	37	6	2					
29		7	7	3						
30		9	12	9	3					
31		8	13	3	3	2				
32		64	35	21	2					3
33		5	8	2	5	1				
34		10	18	10	5	1				
35		10	9	5	7	3				2
36		6	48	18	3					
37		5	17	8	4					
38		1	17	17	4					
39		4	10	9	7	2				
40		8	39	18	5					
41		1	8	7	8	2				
42		3	21	28	2	3				1
43		3	18	15	7	1				
44		6	28	21	7	2				1
45		2	7	17	5	1			4	1
46		2	22	22	9	1			6	
47		1	8	24	12		1			
48			21	18	8	2			2	
49		2	11	15	5	2			1	
50		1	15	13	10	2	1			
51		2	9	17	11	2	1		1	
52		2	7	12	16			1		
53		2	6	16	13	1		1		
54		5	10	8	13			2		
55		3	1	15	5	3		14		
56		1		10	14	2	1	2		
57		2	1	17	9	2	1	3		
58		1	3	15	11	3				
59		3	2	7	10	1		8		
60		2		9	18		1			
61		2		1	7	3		1	6	
62			2	7	18	2	1			
63				9	6	3	1			
64		2		5	19	5	2			
65			1	6	12	4				
66		1	1	6	15	5	4			
67		1	1	1	6	9	4			
68			2	1	10	7	2			
69					12	10	5			
70			1	2	11	3	2			
71				1	7	5		3		
72				3	8	7		1		
73				1	10	4	3			
74		1		2	9	7	5	1		
75				1	14	4		9		
76		1	1		10	6	2	1		

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		77				11	3	2	3	
78			3	5	2	2	1			
79			1	15	2	2	12			
80				7	4	1	3			
81			1	13	3	3	9			
82				4	8	2				
83				9	1	11	1			
84	1		1	13	3	1				
85				4	6	3	1			
86				2	5	5				
87				12	2	13				
88				6	2	10				
89				5	5	17				
90				9	6	1				
91				9	6	10				
92				5	4					
93				11	180	16				
94				7						
95				8						
96				5						
97				6						
98				10						
99				8						
100				6						
101				10						
102				9						
103				9						
104				6						
105				7						
106				10						
107				10						
108				5						
109				8						
110				3						
111				12						
112				6						
113				10						
114				9						
115				9						
116				17						
117				24						
118				14						
119				16						
120				7						
121				15						
122				13						
123				6						
124				10						
125				165						
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
計	実数	485	484	519	1,024	366	137	79	20	8
	%	15.5	15.5	16.6	32.8	11.7	4.4	2.5	0.7	0.3
実数総計									3,122	

(注) 公安職給料表は、警察官に適用する。

第3表-3

海 事 職 給 料 表

級 号給	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4		1				
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11		1				
12						
13						
14						
15						
16						
17		1				
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24		1				
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34			1			
35						
36						
37						
38			1	2		
39		1				
40			2			
41						
42						
43				1		
44						
45			1	2		
46			1		1	
47				3	2	
48				1		
49			2	1		
50				1		
51						
52				1		
53			1	1	1	
54			1		1	
55						
56						
57			1			
58			1			
59			1			
60						
61						
62						
63				1		
64						
65			1			
66				1		
67			1			
68			1	1		
69				1		
70			1	1		
71						
72			3	1		
73						
74						
75						
76						

給 級		1	2	3	4	5	6
77							
78							
79							
80							
81							
82					1		
83					1		
84							
85							
86							
87							
88							
89					1		
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
計	実数	0	5	20	22	5	0
	%	0.0	9.6	38.5	42.3	9.6	0.0
実数総計							52

(注) 海事職給料表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等に適用する。

第3表-4

研 究 職 給 料 表

給 号	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16			1			
17			1			
18						
19						
20			2			
21			1			
22			3			
23						
24						
25			1			
26						
27						
28			1			
29						1
30		1		1		
31				1		
32		2		2		1
33			1	1		1
34		1	2	2		
35						
36			1			
37						
38		1	2	1		
39			1	1	2	
40			1	2		
41					1	
42			1	3		
43				3	1	
44			3	2	2	
45			1			
46				1	2	
47				3		
48			3	2	1	
49				1	1	
50					1	
51				3	2	
52				2	1	
53				2	2	
54			3	1	1	
55			2	3	2	
56					1	
57				1	3	
58			6	2		
59				3		
60			2	2	1	
61			2	1	1	
62			1	1		
63			3	1	2	
64			1		3	
65			2		1	
66					2	
67					1	
68						
69			1		1	
70			3			
71						
72			1		1	
73					30	1
74			1			
75						
76						

級		1	2	3	4	5
号給						
77			1			
78			2			
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121		1	1			
計	実数	6	58	48	67	4
	%	3.3	31.7	26.2	36.6	2.2
実数総計						183

(注) 研究職給料表は、試験場等に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員に適用する。

第3表-5

医 療 職 給 料 表 (一)

給 号 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				1
56				
57				1
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				1



級		1	2	3	4
号給					
	77			2	
	78			1	
	79				
	80				
	81				
	82				
	83				
	84				
	85				
	86				
	87				
	88				
	89				
	90				
	91				
	92				
	93				
	94				
	95				
	96				
	97				
計	実数	0	0	6	1
	%	0.0	0.0	85.7	14.3
				実数総計	7

(注) 医療職給料表(一)は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

第3表-6

医療職給料表(二)

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
1								
2								
3								
4								
5								
6			4					
7								
8			1					
9			1					
10								
11								
12			3					
13								
14								
15			1					
16			4					
17			1					
18			1					
19								
20			1					
21								
22			1					
23								
24			1					
25		1						
26		1	1					
27								
28								
29								
30								
31		1		1				
32								
33		1						
34								
35								
36								
37								
38								
39				1				
40								
41								
42								
43				1				
44								
45								
46								
47								
48								
49								
50								
51								
52				1				
53								
54								
55								
56								
57								
58								
59								
60					2			
61								
62					1			
63								
64								
65								
66								
67								
68					1			
69					1			
70								
71								
72								
73					1			
74								
75								
76								

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
77								
78								
79								
80					1			
81								
82								
83					1			
84								
85						7		
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計	実数	4	20	4	8	7	0	0
	%	9.3	46.5	9.3	18.6	16.3	0.0	0.0
実数総計								43

(注) 医療職給料表(二)は、児童福祉施設等に勤務する栄養士等に適用する。

第3表-7

医療職給料表(三)

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
		1 2 3 4						
5 6 7 8								
9 10 11 12								
13 14 15 16								
17 18 19 20								
21 22 23 24								
25 26 27 28								
29 30 31 32								
33 34 35 36								
37 38 39 40								
41 42 43 44								
45 46 47 48								
49 50 51 52								
53 54 55 56								
57 58 59 60								
61 62 63 64								
65 66 67 68								
69 70 71 72								
73 74 75 76								
77 78 79 80								
81 82 83 84								
85 86 87 88								
89 90 91 92								
93 94 95 96								
97 98 99 100								
101 102 103 104								
105 106 107 108								
109 110 111 112								
113 114 115 116								
117 118 119 120								
121 122 123 124								
125 126 127 128								
129 130 131 132								
133 134 135 136								
137 138 139 140								
141 142 143 144								
145 146 147 148								
149 150 151 152								
153 154 155 156								
157 158 159 160								
161 162 163 164								
165 166 167 168								
169								
計	実数	0	0	0	0	0	0	0
	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
実数総計								0

(注) 医療職給料表(三)は、児童福祉施設等に勤務する看護師等に適用する。

第3表-8

教 育 職 給 料 表 (一)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5			14	
6				
7			4	
8			13	
9			6	
10			2	
11			6	
12			13	
13			3	
14	1		6	
15	1		2	
16			9	
17	1		2	
18			8	
19			2	
20			14	
21			11	
22			11	
23			6	
24			9	
25			9	
26			10	1
27			3	
28	1		11	1
29			8	3
30			8	2
31			7	3
32	1		7	1
33			7	6
34			13	
35			8	2
36	2		9	
37			10	46
38			10	
39			12	
40	2		9	
41	1		9	
42			8	
43			7	
44			7	
45	1		18	
46	1		6	
47	1		14	1
48			5	
49	2		16	
50	2		7	
51	1		20	1
52			13	2
53			16	
54			5	5
55			17	
56	1		6	5

級 号給	1	2	3	4
57		20	1	
58	3	6	9	
59	1	20	5	
60		14	3	
61		19	3	
62	2	6	2	
63	2	21	1	
64		7	1	
65	2	17	4	
66	1	8	7	
67	1	18	5	
68	1	9	9	
69	1	18	8	
70	1	10	6	
71	4	16	4	
72	1	12	4	
73	1	7	3	
74		12	3	
75	1	19	1	
76		11	1	
77	1	34	9	
78	1	17		
79		21		
80	1	6		
81	1	16		
82		17		
83		14		
84	1	13		
85	2	33		
86	1	13		
87	1	15		
88	1	16		
89	4	25		
90		17		
91		27		
92		18		
93		30		
94	2	11		
95		16		
96	1	9		
97	1	34		
98	1	12		
99	1	21		
100		17		
101	1	27		
102	2	17		
103		26		
104		15		
105	1	41		
106		34		
107	1	18		
108		52		
109		46		
110		30		
111		52		
112	1	51		

給号		級	1	2	3	4
	113			58		
	114			34		
	115			63		
	116			21		
	117		1	24		
	118		1	4		
	119		4	6		
	120		1	2		
	121		2	72		
	122			36		
	123			34		
	124			86		
	125			43		
	126		1	31		
	127		2	89		
	128			42		
	129			34		
	130			109		
	131			66		
	132			68		
	133			78		
	134		3	23		
	135			16		
	136			11		
	137			3		
	138		1	8		
	139			130		
	140					
	141			1		
	142					
	143		1			
	144					
	145					
	146					
	147					
	148					
	149					
	150					
	151					
	152					
	153					
計	実数		84	2,779	103	65
	%		2.8	91.7	3.4	2.1
実数総計						3,031

(注) 教育職給料表(一)は、高等学校等に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手等に適用する。

第3表-9

教 育 職 給 料 表 (二)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7			1	
8				
9				
10				
11				
12			1	
13			2	
14			1	
15			4	
16				
17			97	1
18				2
19			25	
20			91	2
21			16	16
22			31	15
23			16	12
24			79	16
25			10	47
26			30	14
27			13	1
28			63	1
29			12	2
30			28	1
31			7	10
32			39	10
33			49	16
34			22	27
35			24	29
36			44	14
37			43	196
38			35	
39			24	
40			40	
41			43	
42			22	
43			33	
44			33	
45			34	
46			30	
47			41	
48			28	
49			32	
50			27	
51			32	
52			29	
53			37	
54			22	
55			30	
56			25	



級 号給	1	2	3	4
57		30		
58		25		
59		49	1	
60		30		
61		31		
62		17	5	
63		41	2	
64		23	3	
65		37	4	
66		26	4	
67		38	6	
68		16	9	
69		41	11	
70		22	10	
71		35	24	
72		25	24	
73		44	17	
74		15	46	
75		29	12	
76		33	26	
77		30	9	
78		30	55	
79		38	16	
80		32	11	
81		24	21	
82		30	14	
83		34	13	
84		23	16	
85		35	15	
86		19	16	
87		31	16	
88		14	5	
89		31	13	
90		14	6	
91		35	10	
92		28	7	
93		40	59	
94		27		
95		33		
96		23		
97		36		
98		26		
99		30		
100		25		
101		41		
102		29		
103		42		
104		28		
105		71		
106		25		
107		46		
108		30		
109		55		
110		29		
111		48		
112		38		

給号		級	1	2	3	4
113				54		
114				42		
115				67		
116				45		
117				74		
118				69		
119				56		
120				90		
121				97		
122				69		
123				105		
124				107		
125				85		
126				76		
127				110		
128				63		
129				38		
130				6		
131				10		
132				12		
133				114		
134				83		
135				82		
136				154		
137				69		
138				73		
139				174		
140				100		
141				85		
142				183		
143				148		
144				107		
145				193		
146				50		
147				33		
148				24		
149				19		
150				16		
151				275		
152						
153				2		
154						
155						
156						
157				2		
計	実数		0	6,383	506	432
	%		0.0	87.2	6.9	5.9
					実数総計	7,321

(注) 教育職給料表(二)は、中学校、小学校等に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭等に適用する。

第4表

## 給料表別・学歴別・男女別人員

給料表		学歴		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	男女別人員 構成比(%)
		実数	男女 計						
行政職	実数	男	2,440	121	819	6	3,386	71.1	
		女	672	219	483	-	1,374	28.9	
	計	3,112	340	1,302	6	4,760			
	%		65.4	7.1	27.4	0.1	100.0		
公安職	実数	男	1,765	75	1,027	2	2,869	91.9	
		女	140	7	105	1	253	8.1	
	計	1,905	82	1,132	3	3,122			
	%		61.0	2.6	36.3	0.1	100.0		
海事職	実数	男	16	24	11	-	51	98.1	
		女	1	-	-	-	1	1.9	
	計	17	24	11	-	52			
	%		32.7	46.1	21.2	-	100.0		
研究職	実数	男	135	-	2	-	137	74.9	
		女	43	2	1	-	46	25.1	
	計	178	2	3	-	183			
	%		97.3	1.1	1.6	-	100.0		
医療職(一)	実数	男	7	-	-	-	7	100.0	
		女	-	-	-	-	-	-	
	計	7	-	-	-	7			
	%		100.0	-	-	-	100.0		
医療職(二)	実数	男	1	-	-	-	1	2.3	
		女	33	9	-	-	42	97.7	
	計	34	9	-	-	43			
	%		79.1	20.9	-	-	100.0		
医療職(三)	実数	男	-	-	-	-	-	-	
		女	-	-	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	-			
	%		-	-	-	-	-		
教育職(一)	実数	男	1,755	34	79	-	1,868	61.6	
		女	1,077	70	16	-	1,163	38.4	
	計	2,832	104	95	-	3,031			
	%		93.5	3.4	3.1	-	100.0		
教育職(二)	実数	男	3,224	35	-	-	3,259	44.5	
		女	3,695	367	-	-	4,062	55.5	
	計	6,919	402	-	-	7,321			
	%		94.5	5.5	-	-	100.0		
合計	実数	男	9,343	289	1,938	8	11,578	62.5	
		女	5,661	674	605	1	6,941	37.5	
	計	15,004	963	2,543	9	18,519			
	%		81.0	5.2	13.7	0.1	100.0		
参 考	企業	実数	59	12	44	-	115	98.3	
		男女 計	-	1	1	-	2	1.7	
	計	59	13	45	-	117			
	%		50.4	11.1	38.5	-	100.0		
現業	実数	男	4	2	11	1	18	69.2	
		女	-	4	4	-	8	30.8	
	計	4	6	15	1	26			
	%		15.4	23.1	57.7	3.8	100.0		

第5表

## 給料表別・年齢別・男女別人員

給料表		年齢(歳)		～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56～60	61～	計	平均年齢(歳)
		実数	男女計												
行政職	実数	男女計	33	185	268	258	356	592	663	575	454	2	3,386	44.4	
			48	131	146	137	174	270	177	151	140	-	1,374	40.7	
		81	316	414	395	530	862	840	726	594	2	4,760	43.3		
	%		1.7	6.6	8.7	8.3	11.1	18.1	17.6	15.3	12.5	0.1	100.0		
公安職	実数	男女計	72	253	468	467	373	298	242	380	316	-	2,869	39.8	
			25	74	50	27	26	28	15	6	2	-	253	31.3	
		97	327	518	494	399	326	257	386	318	-	3,122	39.1		
	%		3.1	10.5	16.6	15.8	12.8	10.4	8.2	12.4	10.2	-	100.0		
海事職	実数	男女計	-	2	2	1	10	9	9	14	3	1	51	45.7	
			-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	34.7	
		-	2	2	2	10	9	9	14	3	1	52	45.4		
	%		-	3.9	3.9	3.9	19.2	17.3	17.3	26.9	5.7	1.9	100.0		
研究職	実数	男女計	-	1	9	13	14	23	21	27	29	-	137	46.7	
			-	3	6	10	10	8	7	2	-	-	46	38.0	
		-	4	15	23	24	31	28	29	29	-	183	44.6		
	%		-	2.2	8.2	12.6	13.1	17.0	15.3	15.8	15.8	-	100.0		
医療職(一)	実数	男女計	-	-	-	-	1	-	1	2	3	-	7	53.5	
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		-	-	-	-	1	-	1	2	3	-	7	53.5		
	%		-	-	-	-	14.3	-	14.3	28.6	42.8	-	100.0		
医療職(二)	実数	男女計	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	51.5	
			-	15	9	3	-	5	3	1	6	-	42	35.2	
		-	15	9	3	-	5	3	2	6	-	43	35.6		
	%		-	34.9	20.9	7.0	-	11.6	7.0	4.6	14.0	-	100.0		
医療職(三)	実数	男女計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	%		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
教育職(一)	実数	男女計	-	41	108	133	160	211	317	536	362	-	1,868	47.6	
			-	40	71	97	141	192	263	221	138	-	1,163	45.2	
		-	81	179	230	301	403	580	757	500	-	3,031	46.7		
	%		-	2.7	5.9	7.6	9.9	13.3	19.1	25.0	16.5	-	100.0		
教育職(二)	実数	男女計	-	148	228	236	223	337	532	889	666	-	3,259	47.0	
			1	312	377	334	402	482	687	865	602	-	4,062	44.4	
		1	460	605	570	625	819	1,219	1,754	1,268	-	7,321	45.6		
	%		0.0	6.3	8.3	7.8	8.5	11.2	16.6	24.0	17.3	-	100.0		
合計	実数	男女計	105	630	1,083	1,108	1,137	1,470	1,785	2,424	1,833	3	11,578	44.1	
			74	575	659	609	753	985	1,152	1,246	888	-	6,941	43.2	
		179	1,205	1,742	1,717	1,890	2,455	2,937	3,670	2,721	3	18,519	44.1		
	%		1.0	6.5	9.4	9.3	10.2	13.2	15.9	19.8	14.7	0.0	100.0		
参 考	企業	実数	-	5	10	13	15	14	20	20	18	-	115	44.4	
		男女計	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	2	45.8	
		-	5	10	13	15	15	21	20	18	-	117	44.4		
	%		-	4.3	8.5	11.1	12.8	12.8	18.0	17.1	15.4	-	100.0		
現業	実数	男女計	-	-	-	2	1	3	4	3	5	-	18	49.1	
			-	-	-	-	-	-	1	2	5	-	8	55.7	
		-	-	-	2	1	3	5	5	10	-	26	51.1		
	%		-	-	-	7.7	3.9	11.5	19.2	19.2	38.5	-	100.0		

第6表

## 給料表別・経験年数別・男女別人員

給料表			経験年数(年)								計	平均経験年数(年)	
			～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～			
行政職	実数	男	369	246	333	349	712	568	540	269	3,386	21.9	
		女	247	107	183	146	259	162	148	122	1,374	19.3	
	計	616	353	516	495	971	730	688	391	4,760	21.2		
	%		13.0	7.4	10.8	10.4	20.4	15.3	14.5	8.2	100.0		
公安職	実数	男	477	564	444	299	190	273	421	201	2,869	17.8	
		女	117	48	24	18	22	13	7	4	253	10.1	
	計	594	612	468	317	212	286	428	205	3,122	17.2		
	%		19.0	19.6	15.0	10.1	6.8	9.2	13.7	6.6	100.0		
海事職	実数	男	4	-	6	11	4	13	9	4	51	23.7	
		女	-	-	1	-	-	-	-	-	1	11.0	
	計	4	-	7	11	4	13	9	4	52	23.4		
	%		7.7	-	13.5	21.1	7.7	25.0	17.3	7.7	100.0		
研究職	実数	男	8	15	15	19	23	19	31	7	137	22.3	
		女	8	8	11	7	9	1	2	-	46	14.4	
	計	16	23	26	26	32	20	33	7	183	20.3		
	%		8.8	12.6	14.2	14.2	17.5	10.9	18.0	3.8	100.0		
医療職(一)	実数	男	-	-	1	-	1	2	3	-	7	27.9	
		女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	-	-	1	-	1	2	3	-	7	27.9		
	%		-	-	14.3	-	14.3	28.6	42.8	-	100.0		
医療職(二)	実数	男	-	-	-	-	1	-	-	-	1	24.6	
		女	23	2	2	3	5	-	2	5	42	12.6	
	計	23	2	2	3	6	-	2	5	43	12.9		
	%		53.6	4.6	4.6	7.0	14.0	-	4.6	11.6	100.0		
医療職(三)	実数	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	%		-	-	-	-	-	-	-	-	-		
教育職(一)	実数	男	101	119	176	183	216	466	515	92	1,868	24.5	
		女	86	95	124	157	203	254	180	64	1,163	22.2	
	計	187	214	300	340	419	720	695	156	3,031	23.6		
	%		6.2	7.1	9.9	11.2	13.8	23.8	22.9	5.1	100.0		
教育職(二)	実数	男	289	244	239	257	420	732	932	146	3,259	23.9	
		女	514	405	412	346	537	772	828	248	4,062	21.6	
	計	803	649	651	603	957	1,504	1,760	394	7,321	22.6		
	%		11.0	8.9	8.9	8.2	13.1	20.5	24.0	5.4	100.0		
合計	実数	男	1,248	1,188	1,214	1,118	1,567	2,073	2,451	719	11,578	21.9	
		女	995	665	757	677	1,035	1,202	1,167	443	6,941	20.7	
	計	2,243	1,853	1,971	1,795	2,602	3,275	3,618	1,162	18,519	21.4		
	%		12.1	10.0	10.6	9.7	14.1	17.7	19.5	6.3	100.0		
参 考	企業	実数	男	7	12	15	9	23	18	14	17	115	22.9
			女	-	-	-	-	1	1	-	-	2	26.1
	計	7	12	15	9	24	19	14	17	117	23.0		
	%		6.0	10.3	12.8	7.7	20.5	16.2	12.0	14.5	100.0		
現業	実数	男	-	-	1	3	2	4	4	4	18	28.4	
		女	-	-	-	-	-	1	3	4	8	35.3	
	計	-	-	1	3	2	5	7	8	26	30.5		
	%		-	-	3.9	11.5	7.7	19.2	26.9	30.8	100.0		

第7表

## 給料表別・勤続年数別・男女別人員

給料表			勤続年数(年)								計	平均勤続年数(年)	
			～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～			
行政職	実数	男	486	261	333	388	750	504	451	213	3,386	20.3	
		女	274	111	179	154	257	145	138	116	1,374	18.6	
	計	760	372	512	542	1,007	649	589	329	4,760	19.8		
	%	16.0	7.8	10.8	11.4	21.1	13.6	12.4	6.9	100.0			
公安職	実数	男	599	590	357	265	192	295	406	165	2,869	16.8	
		女	135	33	22	19	20	13	7	4	253	9.5	
	計	734	623	379	284	212	308	413	169	3,122	16.2		
	%	23.5	20.0	12.1	9.1	6.8	9.9	13.2	5.4	100.0			
海事職	実数	男	5	-	10	8	15	7	4	2	51	20.4	
		女	-	1	-	-	-	-	-	-	1	10.8	
	計	5	1	10	8	15	7	4	2	52	20.2		
	%	9.6	1.9	19.2	15.4	28.9	13.5	7.7	3.8	100.0			
研究職	実数	男	10	17	14	19	26	17	29	5	137	21.1	
		女	11	7	11	6	8	1	2	-	46	13.4	
	計	21	24	25	25	34	18	31	5	183	19.2		
	%	11.5	13.1	13.7	13.7	18.6	9.8	16.9	2.7	100.0			
医療職(一)	実数	男	3	-	2	-	-	2	-	-	7	12.8	
		女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	3	-	2	-	-	2	-	-	7	12.8		
	%	42.8	-	28.6	-	-	28.6	-	-	100.0			
医療職(二)	実数	男	-	-	-	1	-	-	-	-	1	18.9	
		女	23	2	2	4	4	-	2	5	42	12.1	
	計	23	2	2	5	4	-	2	5	43	12.3		
	%	53.4	4.7	4.7	11.6	9.3	-	4.7	11.6	100.0			
医療職(三)	実数	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
教育職(一)	実数	男	258	124	124	160	214	489	437	62	1,868	22.1	
		女	188	92	108	140	185	236	170	44	1,163	19.8	
	計	446	216	232	300	399	725	607	106	3,031	21.2		
	%	14.7	7.1	7.7	9.9	13.2	23.9	20.0	3.5	100.0			
教育職(二)	実数	男	565	219	142	233	423	774	812	91	3,259	21.7	
		女	926	332	284	275	587	745	713	200	4,062	19.4	
	計	1,491	551	426	508	1,010	1,519	1,525	291	7,321	20.4		
	%	20.4	7.5	5.8	6.9	13.8	20.8	20.8	4.0	100.0			
合計	実数	男	1,926	1,211	982	1,074	1,620	2,088	2,139	538	11,578	20.1	
		女	1,557	578	606	598	1,061	1,140	1,032	369	6,941	18.9	
	計	3,483	1,789	1,588	1,672	2,681	3,228	3,171	907	18,519	19.7		
	%	18.8	9.7	8.6	9.0	14.5	17.4	17.1	4.9	100.0			
参 考	企業	実数	男	9	12	13	15	22	19	12	13	115	21.7
			女	-	-	-	-	1	1	-	-	2	26.0
	計	9	12	13	15	23	20	12	13	117	21.8		
	%	7.7	10.3	11.1	12.8	19.6	17.1	10.3	11.1	100.0			
現業	実数	男	-	-	4	1	5	4	3	1	18	24.5	
		女	-	-	-	-	-	4	1	3	8	32.1	
	計	-	-	4	1	5	8	4	4	26	26.9		
	%	-	-	15.4	3.8	19.2	30.8	15.4	15.4	100.0			

第8表

## 給料表別管理職手当の状況

支給区分 給料表		1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	受給者計	受給者1人 当たり管理 職手当額	
										円	
行政職	実数	25	68	126	87	168	38	-	512	65,904	
	%	4.9	13.3	24.6	17.0	32.8	7.4	-	100.0		
公安職	実数	1	23	31	10	-	-	-	65	81,785	
	%	1.5	35.4	47.7	15.4	-	-	-	100.0		
海事職	実数	-	-	-	-	5	-	-	5	53,800	
	%	-	-	-	-	100.0	-	-	100.0		
研究職	実数	-	1	1	9	13	-	-	24	63,500	
	%	-	4.2	4.2	37.5	54.1	-	-	100.0		
医療職(一)	実数	-	1	5	-	-	-	-	6	92,500	
	%	-	16.7	83.3	-	-	-	-	100.0		
医療職(二)	実数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	%	-	-	-	-	-	-	-	-		
医療職(三)	実数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	%	-	-	-	-	-	-	-	-		
教育職(一)	実数	-	-	23	34	67	40	36	200	53,355	
	%	-	-	11.5	17.0	33.5	20.0	18.0	100.0		
教育職(二)	実数	-	-	41	115	430	333	-	919	52,203	
	%	-	-	4.5	12.5	46.8	36.2	-	100.0		
合計	実数	26	93	227	255	683	411	36	1,731	57,801	
	%	1.5	5.4	13.1	14.7	39.5	23.7	2.1	100.0		
参 考	企業	実数 %	1 5.3	- -	8 42.1	- -	10 52.6	- -	- -	19 100.0	63,316
	現業	実数 %	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	
知事部局の例		部長 局長	部次長 審議監	課長 出先所長	出先次長	調整監	徴収監 検査監				

第9表

給料表別扶養手当の状況

区分 給料表	受給者								非受給者	合計	受給者1人 当たり扶養 手当額	
	扶養親族数						計	うち特定 期間にあ る子				
	配偶者	配偶者以外		計								
		配偶者のない 第1扶養親族	左記以外の 扶養親族									
うち子	うち子											
行政職	1,536	63	43	3,593	3,533	5,192	1,287	2,408	2,352	4,760	20,951	
公安職	1,623	17	14	2,706	2,690	4,346	651	1,974	1,148	3,122	21,342	
海事職	32	-	-	65	65	97	30	41	11	52	24,110	
研究職	69	3	3	135	135	207	46	103	80	183	19,782	
医療職(一)	6	-	-	9	9	15	2	6	1	7	24,417	
医療職(二)	2	-	-	3	3	5	-	3	40	43	15,167	
医療職(三)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
教育職(一)	819	62	52	2,309	2,255	3,190	1,056	1,541	1,490	3,031	20,518	
教育職(二)	1,216	125	94	4,059	3,969	5,400	1,881	2,706	4,615	7,321	19,576	
合計	5,303	270	206	12,879	12,659	18,452	4,953	8,782	9,737	18,519	20,541	
参 考	企業	38	1	1	111	109	150	29	67	50	117	20,470
	現業	3	-	-	8	8	11	2	6	20	26	16,833

(注) 1 特定期間とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの期間をいう。  
 2 配偶者のない職員に扶養親族たる子と父母等の両方がいる場合、父母等を配偶者のない第1扶養親族としている。



第10表

## 給料表別住居手当の状況

区分 給料表		受給者				非受給者	合計	受給者1人 当たり住居 手当額 円	
		100円～ 11,000円	11,100円～ 26,900円	27,000円	計				
行政職	実数	2	633	587	1,222	3,538	4,760	24,517	
	%	0.1	13.3	12.3	25.7	74.3	100.0		
公安職	実数	2	520	534	1,056	2,066	3,122	24,852	
	%	0.1	16.6	17.1	33.8	66.2	100.0		
海事職	実数	-	2	4	6	46	52	24,417	
	%	-	3.8	7.7	11.5	88.5	100.0		
研究職	実数	-	20	29	49	134	183	25,714	
	%	-	10.9	15.9	26.8	73.2	100.0		
医療職(一)	実数	-	1	1	2	5	7	26,500	
	%	-	14.3	14.3	28.6	71.4	100.0		
医療職(二)	実数	-	16	6	22	21	43	24,600	
	%	-	37.2	14.0	51.2	48.8	100.0		
医療職(三)	実数	-	-	-	-	-	-	-	
	%	-	-	-	-	-	-		
教育職(一)	実数	2	364	383	749	2,282	3,031	24,961	
	%	0.1	12.0	12.6	24.7	75.3	100.0		
教育職(二)	実数	6	1,142	834	1,982	5,339	7,321	24,453	
	%	0.1	15.6	11.4	27.1	72.9	100.0		
合計	実数	12	2,698	2,378	5,088	13,431	18,519	24,640	
	%	0.1	14.6	12.8	27.5	72.5	100.0		
参 考	企業	実数	-	13	14	27	90	117	24,500
		%	-	11.1	12.0	23.1	76.9	100.0	
考	現業	実数	-	2	3	5	21	26	25,000
		%	-	7.7	11.5	19.2	80.8	100.0	

第11表

単身赴任している職員の配偶者が居住する借家・借間  
に係る住居手当の状況

給料表		区分	受給者	比率	受給者1人当たり 住居手当額
			人	%	円
行	政	職	3	5.9	13,400
公	安	職	27	8.9	12,985
海	事	職	1	6.3	12,700
研	究	職	-	-	-
医	療	職(一)	-	-	-
医	療	職(二)	-	-	-
医	療	職(三)	-	-	-
教	育	職(一)	1	1.8	13,500
教	育	職(二)	9	3.4	11,889
合		計	41	5.9	12,780
参 考	企	業	-	-	-
	現	業	-	-	-

(注) 「比率」の欄は、単身赴任手当受給者(第15表)の人数を100とした割合である。

第12表

## 給料表別通勤手当の状況

区分 給料表		受給者							非受給者	合計	受給者1人 当たり通勤 手当額	
		交通機関 利用者	交通用具使用者				併用者	計				
			自家用 自動車	スクーター・ オートバイ	自転車	計						
行政職	実数	98	3,087	88	315	3,490	413	4,001	759	4,760	円 19,326	
	%	2.1	64.9	1.8	6.6	73.3	8.7	84.1	15.9	100.0		
公安職	実数	29	1,904	117	114	2,135	8	2,172	950	3,122	8,954	
	%	0.9	61.0	3.7	3.7	68.4	0.3	69.6	30.4	100.0		
海事職	実数	-	13	-	-	13	-	13	39	52	9,500	
	%	-	25.0	-	-	25.0	-	25.0	75.0	100.0		
研究職	実数	1	124	1	10	135	14	150	33	183	18,914	
	%	0.5	67.8	0.5	5.5	73.8	7.7	82.0	18.0	100.0		
医療職(一)	実数	-	5	-	-	5	1	6	1	7	32,517	
	%	-	71.4	-	-	71.4	14.3	85.7	14.3	100.0		
医療職(二)	実数	2	35	-	-	35	2	39	4	43	16,583	
	%	4.7	81.3	-	-	81.3	4.7	90.7	9.3	100.0		
医療職(三)	実数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
教育職(一)	実数	31	2,472	3	11	2,486	239	2,756	275	3,031	17,308	
	%	1.0	81.5	0.1	0.4	82.0	7.9	90.9	9.1	100.0		
教育職(二)	実数	26	6,472	16	29	6,517	154	6,697	624	7,321	10,983	
	%	0.4	88.4	0.2	0.4	89.0	2.1	91.5	8.5	100.0		
合計	実数	187	14,112	225	479	14,816	831	15,834	2,685	18,519	14,010	
	%	1.0	76.2	1.2	2.6	80.0	4.5	85.5	14.5	100.0		
参 考	企業	実数	1	63	-	10	73	30	104	13	117	27,255
		%	0.9	53.9	-	8.5	62.4	25.6	88.9	11.1	100.0	
考	現業	実数	-	22	1	-	23	-	23	3	26	14,022
		%	-	84.6	3.9	-	88.5	-	88.5	11.5	100.0	

第13表

## 給料表別・交通機関等利用者の運賃等(月額)別人員

給料表		運賃等										
		5,000円 以下	5,001円 ～ 10,000円	10,001円 ～ 15,000円	15,001円 ～ 20,000円	20,001円 ～ 25,000円	25,001円 ～ 30,000円	30,001円 ～ 35,000円	35,001円 ～ 40,000円	40,001円 ～ 45,000円	45,001円 ～ 50,000円	
行政職	実数	6	62	49	75	114	78	55	30	8	6	
	%	1.2	12.1	9.6	14.7	22.3	15.2	10.7	5.9	1.5	1.2	
公安職	実数	11	13	9	1	2	-	1	-	-	-	
	%	29.7	35.2	24.3	2.7	5.4	-	2.7	-	-	-	
海事職	実数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
研究職	実数	-	-	1	1	5	5	1	1	-	-	
	%	-	-	6.7	6.7	33.3	33.3	6.7	6.7	-	-	
医療職(一)	実数	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
	%	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	
医療職(二)	実数	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	
	%	-	-	-	25.0	25.0	25.0	-	-	-	-	
医療職(三)	実数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
教育職(一)	実数	7	40	30	45	80	37	18	5	-	-	
	%	2.6	14.8	11.1	16.7	29.6	13.7	6.7	1.9	-	-	
教育職(二)	実数	12	45	39	25	31	15	9	2	-	1	
	%	6.7	25.0	21.6	13.9	17.2	8.3	5.0	1.1	-	0.6	
合計	実数	36	160	128	149	233	136	84	38	8	7	
	%	3.5	15.7	12.6	14.6	22.9	13.4	8.2	3.7	0.8	0.7	
参 考	企業	実数	-	2	6	11	7	2	1	2	-	-
	%	-	6.5	19.3	35.5	22.5	6.5	3.2	6.5	-	-	
考	現業	実数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

50,001円 ～ 55,000円	55,001円 ～ 60,000円	60,001円 ～ 65,000円	65,001円 ～ 70,000円	70,001円 ～ 75,000円	75,001円 ～ 80,000円	80,001円 ～ 85,000円	85,001円 ～ 90,000円	90,001円 ～ 95,000円	95,001円 以上	計	1人当たり 平均月額
2 0.4	7 1.4	4 0.8	- -	3 0.6	5 1.0	1 0.2	1 0.2	- -	5 1.0	511 100.0	円 24,754
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	37 100.0	9,068
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	-
- -	- -	- -	- -	- -	1 6.7	- -	- -	- -	- -	15 100.0	27,811
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 100.0	16,400
- -	- -	1 25.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	4 100.0	32,196
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	-
- -	3 1.1	- -	2 0.7	- -	- -	1 0.4	- -	- -	2 0.7	270 100.0	20,667
- -	- -	- -	- -	1 0.6	- -	- -	- -	- -	- -	180 100.0	15,675
2 0.2	10 1.0	5 0.5	2 0.2	4 0.4	6 0.6	2 0.2	1 0.1	- -	7 0.7	1,018 100.0	21,561
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	31 100.0	18,576
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	-

第14表

## 給料表別・通勤方法別・通勤距離(片道)別人員

給料表	距離 方法	2km 未満	2km 以上	4km 以上	6km 以上	10km 以上	14km 以上	18km 以上	22km 以上	26km 以上	30km 以上	34km 以上	38km 以上
			4km 未満	6km 未満	10km 未満	14km 未満	18km 未満	22km 未満	26km 未満	30km 未満	34km 未満	38km 未満	42km 未満
行政職	機	-	12	15	24	6	12	5	2	1	3	3	3
	自	181	348	472	379	256	238	364	190	127	157	156	123
	転	274	232	78	5	-	-	-	-	-	-	-	-
	併	-	-	-	1	-	3	1	6	4	5	13	7
	徒他	292	8	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	実数	748	601	566	410	262	253	370	198	132	165	172	133
	%	15.7	12.6	11.9	8.6	5.5	5.3	7.8	4.2	2.8	3.5	3.6	2.8
公安職	機	-	3	6	9	3	3	3	-	1	-	-	-
	自	318	438	414	403	208	151	137	107	64	41	22	20
	転	80	94	18	3	-	-	-	-	-	-	-	-
	併	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	3	1
	徒他	229	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	311	2	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	実数	938	541	440	417	212	154	140	107	65	42	25	21
	%	30.1	17.3	14.1	13.4	6.8	4.9	4.5	3.4	2.1	1.3	0.8	0.7
海事職	機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自	1	2	5	1	1	1	1	1	-	-	1	-
	転	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	併	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	徒他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	38	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	実数	39	2	5	1	1	1	1	1	-	-	1	-
	%	75.0	3.9	9.7	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	-	-	1.9	-
研究職	機	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自	12	12	21	18	11	10	6	12	4	8	7	3
	転	13	8	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	併	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	徒他	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	実数	33	20	24	18	11	10	6	12	4	8	7	3
	%	18.0	10.9	13.1	9.8	6.0	5.5	3.3	6.6	2.2	4.4	3.8	1.6

(注) 方法欄の「機」は交通機関、「自」は自動車等、「転」は自転車、「併」は併用、「徒」は徒歩、「他」はその他である。

42km 以上	46km 以上	50km 以上	54km 以上	58km 以上	62km 以上	66km 以上	70km 以上	74km 以上	78km 以上	78km 以上	計	通勤方法 別構成比	1人当 たり平 均距離
46km 未満	50km 未満	54km 未満	58km 未満	62km 未満	66km 未満	70km 未満	74km 未満	78km 未満				%	km
1	2	-	-	1	1	2	-	-	5		98	2.0	19.3
124	90	45	31	18	13	13	8	1	22		3,356	70.5	18.9
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		589	12.4	2.4
17	26	51	24	29	30	24	30	38	104		413	8.7	65.4
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		301	6.3	1.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		3	0.1	3.6
142	118	96	55	48	44	39	38	39	131		4,760	100.0	19.8
3.0	2.5	2.0	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.8	2.8		100.0		
-	-	-	1	-	-	-	-	-	-		29	0.9	11.4
7	6	3	-	-	1	-	-	-	-		2,340	74.9	9.5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		195	6.2	2.5
1	-	-	-	1	-	-	-	-	-		8	0.3	36.4
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		233	7.5	0.8
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		317	10.2	0.1
8	6	3	1	1	1	-	-	-	-		3,122	100.0	7.5
0.3	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	-	-	-	-		100.0		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		14	26.9	10.1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		38	73.1	0.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		52	100.0	2.7
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		100.0		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		1	0.5	5.5
4	2	3	2	-	1	1	-	-	-		137	74.9	17.5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		23	12.6	2.0
-	1	1	2	1	1	1	-	2	5		14	7.6	75.6
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		8	4.4	0.9
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-
4	3	4	4	1	2	2	-	2	5		183	100.0	19.2
2.2	1.6	2.2	2.2	0.6	1.1	1.1	-	1.1	2.7		100.0		

給料表	距離 方法	2km 未満	2km 以上 4km 未満	4km 以上 6km 未満	6km 以上 10km 未満	10km 以上 14km 未満	14km 以上 18km 未満	18km 以上 22km 未満	22km 以上 26km 未満	26km 以上 30km 未満	30km 以上 34km 未満	34km 以上 38km 未満	38km 以上 42km 未満
		医 療 職	機 自 転 併 徒 他	- - - 1 -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- 1 - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- 1 - - -
(一)	計 実数 %	1 14.3	- -	- -	- -	- -	1 14.3	- -	- -	- -	1 14.3	1 14.3	- -
医 療 職	機 自 転 併 徒 他	- 4 - - -	- 4 - - -	- 5 - - -	- 6 - - -	- 3 - - -	- 4 - - -	- 4 - - -	- 3 - - -	- 2 - - -	- 1 - - -	- 1 - - -	- 2 - - -
(二)	計 実数 %	4 9.3	4 9.3	5 11.6	6 14.0	3 6.9	4 9.3	4 9.3	3 6.9	2 4.7	2 4.7	1 2.3	2 4.7
医 療 職	機 自 転 併 徒 他	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -
(三)	計 実数 %	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
教 育 職	機 自 転 併 徒 他	- 234 12 - 26 1	8 332 6 - - -	5 301 3 - - 1	1 389 1 3 - -	5 227 - 5 - -	- 234 - 1 1 -	3 224 - 8 - -	2 179 - 12 - -	- 130 - 1 - -	- 150 - 9 - -	1 109 - 21 - -	1 73 1 18 - -
(一)	計 実数 %	273 9.0	346 11.4	310 10.2	394 13.0	237 7.8	236 7.8	235 7.8	193 6.4	131 4.3	159 5.2	131 4.3	93 3.1



42km 以上	46km 以上	50km 以上	54km 以上	58km 以上	62km 以上	66km 以上	70km 以上	74km 以上	78km 以上	78km 以上	計	通勤方法 別構成比	1人当 たり平 均距離
46km 未満	50km 未満	54km 未満	58km 未満	62km 未満	66km 未満	70km 未満	74km 未満	78km 未満				%	km
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	71.4	34.7
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	14.3	67.9
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	14.3	0.7
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	7	100.0	34.6
14.3	14.3	-	-	-	-	14.3	-	-	-	-	100.0		
-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	4.7	52.7
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39	90.6	14.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2	4.7	55.7
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	2	-	-	-	1	-	-	-	43	100.0	17.8
-	-	-	4.7	-	-	-	2.3	-	-	-	100.0		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	3	-	1	1	-	-	-	-	-	-	31	1.0	17.9
50	22	13	14	8	6	3	2	2	7	2,709	89.3	15.8	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23	0.8	4.1	
26	27	14	20	14	10	17	8	7	18	239	7.9	50.5	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27	0.9	1.3	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	0.1	2.2	
76	52	27	35	23	16	20	10	9	25	3,031	100.0	18.4	
2.5	1.7	0.9	1.2	0.8	0.5	0.7	0.3	0.3	0.8	100.0			

給料表	距離 方法	2km 未満	2km 以上	4km 以上	6km 以上	10km 以上	14km 以上	18km 以上	22km 以上	26km 以上	30km 以上	34km 以上	38km 以上	
			4km 未満	6km 未満	10km 未満	14km 未満	18km 未満	22km 未満	26km 未満	30km 未満	34km 未満	38km 未満	42km 未満	
教育職	機	-	2	7	8	4	1	-	-	1	-	-	-	
	自	527	988	1,048	1,511	846	682	535	317	180	108	119	67	
	転	12	19	6	3	-	1	-	-	-	-	-	-	
	併	-	-	1	3	4	7	16	18	12	3	8	12	
	徒他	79	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	他	1	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	
(二)	計	実数 %	619 8.5	1,011 13.8	1,063 14.5	1,527 20.9	854 11.7	691 9.4	551 7.5	335 4.6	193 2.6	111 1.5	127 1.7	79 1.1
合	機	-	25	34	42	18	16	11	4	3	4	4	4	
	自	1,277	2,124	2,266	2,707	1,552	1,321	1,271	809	507	466	416	288	
	転	391	359	107	12	-	1	-	-	-	-	-	1	
	併	-	-	1	7	10	11	25	36	17	18	45	38	
	徒他	635	13	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
	他	352	4	4	5	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	実数 %	2,655 14.3	2,525 13.6	2,413 13.0	2,773 15.0	1,580 8.5	1,350 7.3	1,307 7.1	849 4.6	527 2.8	488 2.6	465 2.5	331 1.8
参 業	機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	自	2	7	6	7	7	1	6	3	4	4	5	4	
	転	3	8	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	併	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	1	
	徒他	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	実数 %	13 11.1	15 12.8	8 6.9	7 6.0	7 6.0	1 0.9	6 5.1	3 2.5	6 5.1	4 3.4	7 6.0	5 4.3
現 業	機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	自	-	2	2	4	4	5	1	-	1	-	-	3	
	転	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	併	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	徒他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	他	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	実数 %	3 11.6	2 7.7	2 7.7	4 15.4	4 15.4	5 19.2	1 3.8	-	1 3.8	-	-	3 11.6

42km 以上	46km 以上	50km 以上	54km 以上	58km 以上	62km 以上	66km 以上	70km 以上	74km 以上	78km 以上	78km 以上	計	通勤方法 別構成比	1人当 たり平 均距離
46km 未満	50km 未満	54km 未満	58km 未満	62km 未満	66km 未満	70km 未満	74km 未満	78km 未満				%	km
1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	26	0.3	13.7
23	30	17	5	2	1	-	1	4	4	4	7,015	95.8	11.4
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41	0.6	3.3
10	13	13	5	7	7	4	4	3	4	4	154	2.1	40.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	80	1.1	0.5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	0.1	5.4
34	44	30	10	10	8	4	5	7	8	8	7,321	100.0	11.8
0.5	0.6	0.4	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	100.0		
2	6	-	2	3	1	2	1	-	5	5	187	1.0	17.3
209	151	81	52	28	22	17	11	7	33	33	15,615	84.3	13.5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	871	4.7	2.5
54	67	79	53	52	48	47	42	50	131	131	831	4.5	56.3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	650	3.5	0.9
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	365	2.0	0.2
265	224	160	107	83	71	66	54	57	169	169	18,519	100.0	14.3
1.4	1.2	0.9	0.6	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.9	0.9	100.0		
-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.9	50.8
2	2	3	1	-	1	-	-	-	-	-	65	55.6	22.1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	11.1	2.6
1	4	7	4	1	1	1	1	2	3	3	30	25.6	55.2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	6.8	0.7
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	6	11	5	1	2	1	1	2	3	3	117	100.0	27.2
2.5	5.1	9.4	4.3	0.9	1.7	0.9	0.9	1.7	2.5	2.5	100.0		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23	88.5	16.7
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	11.5	0.0
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	100.0	14.8
3.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0		

第15表

給料表別単身赴任手当の状況

給料表		距離											計	受給者1人 当たり単身 赴任手当額
		100km 未満	100km 以上 ～ 300km 未満	300km 以上 ～ 500km 未満	500km 以上 ～ 700km 未満	700km 以上 ～ 900km 未満	900km 以上 ～ 1,100km 未満	1,100km 以上 ～ 1,300km 未満	1,300km 以上 ～ 1,500km 未満	1,500km 以上 ～ 2,000km 未満	2,000km 以上			
行政職	実数	16	17	-	2	-	15	-	-	1	-	51	円 46,510	
	%	31.4	33.3	-	3.9	-	29.4	-	-	2.0	-	100.0		
公安職	実数	266	38	-	1	-	-	-	-	-	-	305	31,075	
	%	87.2	12.5	-	0.3	-	-	-	-	-	-	100.0		
海事職	実数	9	7	-	-	-	-	-	-	-	-	16	33,500	
	%	56.2	43.8	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0		
研究職	実数	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	38,000	
	%	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0		
医療職(一)	実数	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	30,000	
	%	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0		
医療職(二)	実数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
医療職(三)	実数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
教育職(一)	実数	32	23	-	-	-	-	-	-	-	-	55	33,345	
	%	58.2	41.8	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0		
教育職(二)	実数	165	92	4	-	-	-	-	-	-	-	261	33,065	
	%	63.2	35.3	1.5	-	-	-	-	-	-	-	100.0		
合計	実数	489	178	4	3	-	15	-	-	1	-	690	33,214	
	%	70.9	25.8	0.6	0.4	-	2.2	-	-	0.1	-	100.0		
参 考	企業	実数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
現業	実数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

第16表

## 任期付研究員及び特定任期付職員の給料表別・号給別人員

給料表	号給		1	2	3	4	5	6	7
	計	人							
第一号任期付研究員	-	人	-	-	-	-	-	-	-
第二号任期付研究員	-		-	-	-				
特定任期付職員	1		-	1	-	-	-	-	-

- (注) 1 第一号任期付研究員給料表は、招へいされて高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事する職員に適用する。
- 2 第二号任期付研究員給料表は、先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力の培養に資する研究業務に従事する職員に適用する。
- 3 特定任期付職員給料表は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用する。

第17表

## 再任用職員の給料表別・等級別人員

## フルタイム勤務職員

給料表	級		1	2	3	4
	計	人				
行政職	74	人	-	-	70	4
公安職	30		-	-	4	26
海事職	1		-	-	1	-
研究職	9		-	9	-	-
教育職(一)	176		7	169	-	-
教育職(二)	90		-	90	-	-
合計	380		7	268	75	30
参考	企業	1	-	-	1	-
	現業	14	-	-	13	1

## 短時間勤務職員

給料表	級		1	2	3	4
	計	人				
行政職	62	人	-	-	62	-
研究職	3		-	3	-	-
医療職(二)	1		-	-	1	-
教育職(一)	14		-	14	-	-
教育職(二)	41		-	41	-	-
合計	121		-	58	63	-
参考	企業	1	-	-	1	-
	現業	1	-	-	1	-



# 民間給与関係





## 平成28年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

### 1 調査目的

職員の給与と県内の民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査時点

平成28年4月分最終給与締切日現在

### 3 調査範囲

- (1) 調査対象事業所 常勤の従業員数が、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の民間事業所
- (2) 調査対象職種 支店長等76職種(うち初任給関係職種18職種)

### 4 調査対象の抽出

- (1) 事業所の抽出 上記3(1)に該当する541事業所のうち規模及び産業等により層化し200事業所を無作為に抽出した。
- (2) 従業員の抽出 調査事業所の従業員のうち、調査職種の定義に該当するものを抽出した。

調査実人員は9,322人(うち初任給関係職種317人)、調査職種該当者(母集団)の推定数は40,712人であり、うち行政職に相当する調査実人員は7,981人(うち初任給関係職種283人)、当該調査職種該当者(母集団)の推定数は30,644人である。

### 5 調査項目

- (1) 事業所票(1) 賞与等の支払状況
- (2) 事業所票(2) 給与改定及び諸手当の支給状況等
- (3) 個人票 年齢、職種、学歴、きまって支給する給与、時間外手当及び通勤手当等
- (4) 初任給調査票 学歴別初任給月額及び該当従業員数

第18表

## 産業別・規模別調査事業所数

産 業	企業規模			
	全 規 模 計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	50 人 以 上 100 人 未 満
全 産 業 計	186	64	85	37
農 業 , 林 業 漁 業	0	0	0	0
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 建 設 業	15	9	4	2
製 造 業	76	23	37	16
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 情 報 通 信 業 運 輸 業 , 郵 便 業	35	13	15	7
卸 売 業 , 小 売 業	9	6	3	0
金 融 業 , 保 険 業 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	9	7	2	0
教 育 , 学 習 支 援 業 医 療 , 福 祉 業 サ ー ビ ス 業	42	6	24	12

(注) 1 上記のほか、実地調査に際し、調査不能の事業所が14あった。

2 いずれも事業所規模は50人以上の事業所である。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の学術研究, 専門・技術サービス業、宿泊業, 飲食サービス業、生活関連サービス業, 娯楽業、複合サービス事業及びサービス業(他に分類されないもの)(宗教及び外国公務に分類されるものを除く)である。

第19表

職種別民間給与の支給状況

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給		(A-B)		
			する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)			
人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	16	52.9	712,996	0	712,996	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	11	51.6	788,959	0	788,959	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	5	55.1	580,876	0	580,876	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	15	51.0	710,522	0	710,522	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	10	51.8	814,241	0	814,241	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	5	49.0	448,224	0	448,224	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事務部長	182	52.7	577,087	1,134	575,953	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
大学卒	131	52.7	589,542	1,031	588,511		
短大卒	13	50.6	552,901	0	552,901		
高校卒	38	53.2	544,047	1,858	542,189		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部長	157	53.2	683,507	1,843	681,664	同上	
大学卒	111	53.2	728,505	1,286	727,219		
短大卒	15	51.5	622,881	5,286	617,595		
高校卒	31	53.8	538,254	2,354	535,900		
中学卒	-	-	-	-	-		

(注) 「\*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 28 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	
			きま っ て 支 給		(A-B)		
			す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
事 務 部 次 長	人	歳	円	円	円	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)  (注)「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課 長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給 与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に 位置付けられる者をいう(以下同じ。)。	
大 学 卒	37	48.8	511,691	412	511,279		
短 大 卒	5	51.9	513,414	0	513,414		
高 校 卒	24	47.0	451,207	0	451,207		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 次 長	38	49.3	607,400	3,794	603,606		同上
大 学 卒	28	48.9	636,873	1,507	635,366		
短 大 卒	3	50.0	625,267	19,299	605,968		
高 校 卒	6	52.4	476,866	0	476,866		
中 学 卒	*	*	*	*	*		
事 務 課 長	450	48.6	498,342	4,292	494,050	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職	
大 学 卒	300	47.6	511,211	3,137	508,074		
短 大 卒	34	47.8	461,391	704	460,687		
高 校 卒	115	51.2	479,730	8,109	471,621		
中 学 卒	*	*	*	*	*		
技 術 課 長	504	48.2	576,853	10,429	566,424	同上	
大 学 卒	299	47.2	596,531	7,319	589,212		
短 大 卒	52	47.8	566,193	5,254	560,939		
高 校 卒	150	50.7	529,282	21,086	508,196		
中 学 卒	3	53.7	536,107	283	535,824		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 28 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	
			きま っ て 支 給		(A-B)		
			す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事務課長代理	238	46.0	486,623	56,947	429,676	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	
	大学卒	153	44.7	484,408	47,312		437,096
	短大卒	17	42.7	447,871	79,205		368,666
	高校卒	67	49.2	501,636	70,687		430,949
	中学卒	*	*	*	*		*
技術課長代理	61	47.8	490,506	55,537	434,969	同上	
	大学卒	25	42.3	456,591	55,548		401,043
	短大卒	7	47.0	489,601	50,471		439,130
	高校卒	29	52.5	518,602	56,447		462,155
	中学卒	-	-	-	-		-
事務係長	485	44.8	414,400	41,135	373,265	係の長及び係長級専門職	
	大学卒	238	41.9	414,948	39,322		375,626
	短大卒	49	46.1	401,610	47,370		354,240
	高校卒	192	48.1	420,921	42,568		378,353
	中学卒	6	48.2	296,209	13,058		283,151
技術係長	443	44.4	531,466	74,625	456,841	同上	
	大学卒	195	41.0	492,663	35,677		456,986
	短大卒	42	44.5	520,816	58,879		461,937
	高校卒	205	49.5	591,563	136,535		455,028
	中学卒	*	*	*	*		*

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 28 年 4 月 分 平 均 支 給 額				備 考
			きま っ て 支 給		(A-B)		
			す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	403	41.1	342,106	41,689	300,417	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が 上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	186	38.0	338,298	38,436	299,862	
	短 大 卒	73	41.3	298,200	31,456	266,744	
	高 校 卒	141	44.9	369,711	50,515	319,196	
	中 学 卒	3	46.9	275,499	62,603	212,896	
	技 術 主 任	387	42.9	485,069	98,760	386,309	同上
	大 学 卒	114	41.2	473,902	93,489	380,413	
	短 大 卒	32	41.9	473,710	90,444	383,266	
	高 校 卒	240	43.7	490,749	101,809	388,940	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
事 務 係 員	1,960	35.6	282,372	30,876	251,496		
大 学 卒	777	32.0	291,807	37,096	254,711		
短 大 卒	327	38.1	269,685	23,801	245,884		
高 校 卒	851	37.9	278,750	27,814	250,936		
中 学 卒	5	45.2	296,135	71,922	224,213		
技 術 係 員	1,644	31.5	330,605	64,368	266,237		
大 学 卒	536	30.9	340,269	56,179	284,090		
短 大 卒	219	30.1	299,819	50,792	249,027		
高 校 卒	885	32.0	332,752	70,405	262,347		
中 学 卒	4	43.8	297,494	24,768	272,726		

2 企業規模500人以上

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備考
			きまって支給		(A-B)	
			する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
支店長	14	52.4	733,340	0	733,340	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
工場長	9	50.8	776,065	0	776,065	構成員50人以上の工場長 (取締役兼任者を除く。)
事務部長	77	52.7	681,074	927	680,147	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技術部長	106	53.1	746,535	1,177	745,358	
事務部次長	25	50.6	560,106	48	560,058	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
技術部次長	23	49.1	658,233	4,056	654,177	
事務課長	265	48.5	558,852	5,973	552,879	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職
技術課長	359	48.1	606,997	10,630	596,367	
事務課長代理	139	46.6	560,855	84,961	475,894	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
技術課長代理	36	48.9	521,726	72,799	448,927	
事務係長	220	45.8	472,224	55,525	416,699	係の長及び係長級専門職
技術係長	319	44.6	557,092	80,761	476,331	
事務主任	197	41.3	369,867	49,809	320,058	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が 上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
技術主任	284	43.5	507,828	105,712	402,116	
事務係員	829	35.6	312,809	37,469	275,340	
技術係員	1,096	30.9	336,632	67,531	269,101	

3 企業規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備考
			きまって支給		(A-B)	
			する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
支店長	人 2	歳 56.5	円 573,983	円 0	円 573,983	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
工場長	5	50.4	499,777	0	499,777	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
事務部長	85	53.0	500,997	1,562	499,435	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技術部長	35	53.5	552,609	237	552,372	
事務部次長	38	46.8	456,628	370	456,258	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
技術部次長	14	50.2	519,605	0	519,605	
事務課長	171	48.7	426,137	2,147	423,990	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職
技術課長	113	48.5	460,310	5,048	455,262	
事務課長代理	97	45.2	387,881	18,738	369,143	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
技術課長代理	24	45.8	432,875	20,987	411,888	
事務係長	217	43.8	380,056	31,937	348,119	係の長及び係長級専門職
技術係長	102	44.4	396,982	33,725	363,257	
事務主任	168	41.1	316,081	32,137	283,944	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が 上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
技術主任	85	40.3	365,212	56,724	308,488	
事務係員	919	35.3	257,454	25,484	231,970	
技術係員	409	35.8	295,408	41,725	253,683	



4 企業規模50人以上100人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備考
			きまって支給		(A-B)	
			する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
支店長	人 -	歳 -	円 -	円 -	円 -	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
工場長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
事務部長	20	51.0	525,918	0	525,918	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技術部長	16	52.8	463,134	10,231	452,903	
事務部次長	3	50.0	380,557	0	380,557	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
技術部次長	*	*	*	*	*	
事務課長	14	47.5	334,578	1,639	332,939	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職
技術課長	32	49.3	404,488	24,120	380,368	
事務課長代理	2	52.0	325,319	46,604	278,715	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
技術課長代理	*	*	*	*	*	
事務係長	48	45.8	322,139	21,486	300,653	係の長及び係長級専門職
技術係長	22	40.1	363,922	72,229	291,693	
事務主任	38	40.4	331,623	48,280	283,343	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が 上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
技術主任	18	38.4	336,573	76,861	259,712	
事務係員	212	37.4	250,052	23,850	226,202	
技術係員	139	35.4	279,432	47,763	231,669	

その2 公民給与比較の対象外職種

企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額		(A-B)	備 考	
			きま る給 与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	5	54.0	207,862	22,762	185,100	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において 業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車 運転手	-	-	-	-	-	
	守衛	26	51.4	257,827	41,747	216,080	
	用務員	7	56.7	273,918	30,834	243,084	
海 事 関 係 職 種	船長・機関長	8	51.4	773,484	193,509	579,975	沿海・平水5トン以上の船舶の乗組員
	一等航海士・機関士	6	39.3	578,513	199,541	378,972	
	二等航海士・機関士	4	43.8	559,719	228,036	331,683	
	三等航海士・機関士	*	*	*	*	*	
	運航士	-	-	-	-	-	
	甲板長・操機長	2	46.5	576,722	185,414	391,308	
	甲板手・操機手	3	29.0	420,893	141,719	279,174	
	甲板員・機関員	3	31.0	399,926	189,332	210,594	
研 究 関 係 職 種	研究所長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	33	50.0	702,074	124	701,950	構成員7人以上又は2室(係)以上の部(課)の長
	研究室(係)長	24	41.8	484,314	5,730	478,584	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	35	44.9	581,749	33,354	548,395	下記研究員より上位の者 (上記役職者を除く。)
	研究員	97	30.7	393,137	64,758	328,379	
	研究補助員	16	36.7	315,830	34,969	280,861	
医 療 関 係 職 種	病院長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副院長	2	53.0	1,558,775	208,500	1,350,275	上記院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	11	54.0	1,385,919	69,364	1,316,555	部下に医師又は歯科医師1人以上

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 28 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考		
			きまって支給		(A-B)			
			する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)				
医 療 関 係 職 種	医 師	29	52.2	円 1,355,822	円 130,042	円 1,225,780	部下に薬剤師2人以上	
	歯 科 医 師	*	*	*	*	*		
	薬 局 長	5	51.0	458,251	9,760	448,491		
	薬 剤 師	26	41.5	358,677	6,924	351,753		
	診療放射線技師	37	40.8	340,359	16,179	324,180		
	臨床検査技師	52	39.7	284,414	12,374	272,040		
	栄 養 士	41	40.0	248,417	5,857	242,560		
	理学療法士	98	31.6	279,389	6,088	273,301		
	作業療法士	75	31.1	262,742	2,723	260,019		
	総 看 護 師 長	8	54.4	485,905	11,611	474,294		部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	101	48.3	392,669	31,439	361,230		部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	246	40.9	310,968	31,225	279,743		
	准 看 護 師	181	44.9	282,798	37,562	245,236		
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	8	59.4	481,450	0	481,450		
	大 学 教 授	28	53.6	426,838	0	426,838		
	大 学 准 教 授	21	42.0	356,198	0	356,198		
	大 学 講 師	18	43.0	340,846	0	340,846		
	大 学 助 教	5	41.8	318,960	0	318,960		
	高 等 学 校 校 長	*	*	*	*	*		
	高 等 学 校 教 頭	*	*	*	*	*		
	高 等 学 校 教 諭	41	39.4	382,998	7,497	375,501		

その3 再雇用者

企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給		(A-B)		
			する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
支店長・工場長	*	*	*	*	*		
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務・技術部長	16	62.6	408,345	0	408,345	その1の1企業規模計の備考欄参照
	事務・技術部次長	3	61.0	373,495	0	373,495	
	事務・技術課長	20	61.7	322,405	1,169	321,236	
	事務・技術課長代理	7	64.6	336,268	23,879	312,389	
	事務・技術係長	7	61.6	338,759	107	338,652	
	事務・技術主任	4	62.5	338,997	0	338,997	
	事務・技術係員	591	61.9	257,109	24,427	232,682	

第20表

## 公民給与の比較における対応関係

行政職 給料表	企業規模500人以上 の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模50人以上 100人未満の事業所
9級	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	—————	—————
8級	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長
7級			
6級	事務課長代理・技術課長代理	事務課長・技術課長	事務課長・技術課長
5級			
4級	事務係長・技術係長	事務課長代理・技術課長代理	事務課長代理・技術課長代理
3級		事務係長・技術係長	事務係長・技術係長
2級	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任
1級	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員

第21表

## 民間における職種別・学歴別初任給

職 種	学 歴		初 任 給 額
事務員・技術者	大 学 卒	事 務	197,739 円
		技 術	202,520
		全	199,254
	短 大 卒	事 務	※ 153,170
	高 校 卒	事 務	156,595
		技 術	167,863
		全	163,939
	研 究 員	大 学 卒	※ 242,632
	医 師	大 学 卒	*
薬 剤 師	大 学 卒	*	
診療放射線技師	短 大 卒	※ 197,000	
准 看 護 師	養 成 所 卒	※ 160,850	

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、扶養手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものである。

2 技術者(短大卒)、研究補助員(短大卒、高校卒)、栄養士(短大卒)、看護師(養成所卒)、大学助教(大学卒)、高等学校教諭(大学卒)、船員(海上技術学校卒)についても調査したが、該当がなかった。

3 「\*」は、調査実人員が1人の場合である。

4 ※印のあるものは、調査実人員が10人以下であることを示す。

備考 職員の場合、現行の行政職初任給は、大卒相当187,300円、高卒相当152,500円である。

第22表

## 民間における給与改定の状況

(単位:%)

役職 段階	項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
	係 員		31.4	16.6	0.0
課 長 級		27.5	17.0	0.0	55.5

第23表

## 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

役職 段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中	定期昇給 止	定期昇給 制度なし
			増 額	減 額	変化なし			
課 長 級	80.3	79.3	16.5	2.1	60.7	1.0	19.7	

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第24表

## 民間における昇給制度の状況

(単位:%)

役職 段階	項目	昇給制度あり			昇給制度なし	
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
係 員		89.3	47.3	69.1	46.6	10.7
課 長 級		85.1	39.1	65.7	44.7	14.9

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

第25表

## 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

学歴	項目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
			大学卒	49.0	(40.9)	
高校卒	41.0	(37.9)	(62.1)	(0.0)	59.0	

(注) 1 採用の有無は、企業全体として見た場合の新規学卒者の採用状況について集計したものである。

2 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第26表

## 民間における冬季賞与の配分状況

(単位:%)

役職段階	項目	一定率(額)分	考課査定分
係員		70.2	29.8
課長級		58.5	41.5
部長級(非役員)		56.9	43.1



第27表

民間における扶養(家族)手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

(単位:%)

家族手当 制度がある	配偶者に 家族手当を 支給する			配偶者に 家族手当を 支給しない	家族手当 制度がない
	配偶者の 収入による 制限がある	配偶者の 収入による 制限がない			
76.7	(89.8)	[73.0]	[27.0]	(10.2)	23.3

(注) 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 [ ]内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

配偶者に対する家族手当を 見直す予定又は見直すこと について検討中	税制及び社会保障制度の 見直しの動向等によっては 見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を 見直す予定がない (検討も行っていない)
2.4%	8.1%	89.5%

(注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その3 家族手当の手当額の定め方

配偶者・子等の別	配偶者のみ特定、 その他は扶養人員順	扶養人員順	その他
73.4%	14.6%	12.0%	0.0%

(注) 1 手当額の定め方は、平成25年1月以降配偶者に対する手当について見直しを行った事業所について算出した。

2 「配偶者・子等の別」には、配偶者と第1子の手当額が同額である事業所が含まれる。

その4 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額	(参考)全国民間
配偶者	11,023円	14,024円
配偶者と子1人	16,794円 (5,771円)	20,094円 (6,070円)
配偶者と子2人	22,378円 (5,584円)	25,593円 (5,499円)

(注) 1 ( )内の金額は、支給月額のうち、子が1人増えることにより増加する額である。

2 扶養(家族)手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

3 全国民間は、人事院報告の数値である。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第28表

## 民間における住居(住宅)手当の支給状況

支給の有無	事業所割合	(参考)全国民間
支給する	55.2%	50.2%
支給しない	44.8%	49.8%
借家・借間居住者に対する住居(住宅)手当 月額の高支給額の中位階層	〔 27,000円以上 28,000円未満	〔 30,000円以上 31,000円未満

備考 職員の場合、住居(住宅)手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第29表

## 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

(単位:%)

割増賃金率	適用従業員		(参考)適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	12.1	12.1	13.1	13.1
30%	41.4	53.5	28.2	41.3
29%	0.0	53.5	0.0	41.3
28%	2.0	55.5	2.4	43.7
27%	9.0	64.5	5.3	49.0
26%	0.0	64.5	0.0	49.0
25%	35.5	100.0	51.0	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

# 生計費及び労働経済指標



第30表

## 費目別・世帯人員別標準生計費(平成28年4月)

## その1 山口市

費目	世帯人員				
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	24,406	36,059	45,971	55,884	65,796
住居関係費	40,900	45,072	41,144	37,222	33,299
被服・履物費	2,756	6,590	8,101	9,610	11,120
雑費 I	22,122	29,978	42,364	54,760	67,147
雑費 II	9,145	33,736	33,715	33,694	33,680
計	99,329	151,435	171,295	191,170	211,042

## その2 全国人口5万以上の都市

費目	世帯人員				
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	25,993	38,405	48,962	59,519	70,076
住居関係費	43,894	48,370	44,156	39,946	35,736
被服・履物費	2,456	5,873	7,220	8,565	9,911
雑費 I	29,299	39,702	56,107	72,525	88,929
雑費 II	7,376	27,209	27,192	27,174	27,163
計	109,018	159,559	183,637	207,729	231,815

(注) 1 標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費…食料

住居関係費…住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費…被服及び履物

雑費 I …保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費 II …その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

2 2人～5人世帯については、家計調査における平成28年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、全国の費目別・世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」(総務省)の1人世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して、平成28年4月の各費目別標準生計費としたものに、全国の費目別平均支出金額に対する山口市又は全国人口5万以上の都市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

第31表

## 労働経済指標

項目				年 月				
				平成27年 4月	5月	6月	7月	
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全 国	① きまって支給する給与 (調査産業計)	金額 (円)	292,538	286,844	290,100	289,412	
			前年同月比 (%)	0.5	0.0	0.8	0.6	
		うち所定内給与	金額 (円)	266,514	262,582	265,470	264,546	
			前年同月比 (%)	0.6	0.3	0.8	0.7	
	国	② 総実労働時間数 (調査産業計)	(時間)	155.8	143.0	153.4	155.5	
			うち所定外労働時間数	(時間)	13.4	12.5	12.6	12.7
	山 口 県	山 口 県	③ きまって支給する給与 (調査産業計)	金額 (円)	274,875	271,602	273,845	272,047
				前年同月比 (%)	1.6	2.0	1.4	1.8
		うち所定内給与	金額 (円)	246,070	244,137	246,198	245,018	
			前年同月比 (%)	0.8	1.6	1.0	1.8	
	④ 総実労働時間数 (調査産業計)	(時間)	158.3	144.2	158.1	159.6		
		うち所定外労働時間数	(時間)	14.0	13.4	13.2	13.6	
生計費 (総務省家計調査)	⑤ 消費支出 (名目)	全 国	二人以上の世帯	金額 (円)	300,480	286,433	268,652	280,471
				前年同月比 (%)	△ 0.5	5.5	△ 1.5	0.1
			二人以上の世帯のうち勤労者世帯	金額 (円)	334,301	317,317	293,042	314,788
				前年同月比 (%)	1.3	8.3	△ 0.9	1.0
		人 口 5 万 以 上 の 都 市	二人以上の世帯	金額 (円)	303,306	289,783	271,262	280,408
				前年同月比 (%)	△ 0.2	5.8	△ 2.1	△ 1.0
山 口 市	二人以上の世帯	金額 (円)	332,306	318,270	293,757	310,416		
		前年同月比 (%)	△ 0.1	6.4	△ 2.4	△ 1.4		
	二人以上の世帯	金額 (円)	313,974	338,402	322,124	283,340		
		前年同月比 (%)	10.7	28.1	20.0	5.1		
	二人以上の世帯のうち勤労者世帯	金額 (円)	353,377	406,999	334,330	301,765		
		前年同月比 (%)	18.1	46.6	25.9	11.5		
物 価	⑥ 消費者物価指数 (総務省)	全 国	前年同月比 (%)	0.6	0.5	0.4	0.2	
		山 口 市	前年同月比 (%)	0.4	0.4	0.1	0.3	
	⑦ 国内企業物価指数 (日本銀行)	前年同月比 (%)	△ 2.1	△ 2.2	△ 2.4	△ 3.2		
そ の 他	⑧ 有効求人倍率 (厚生労働省 山口労働局)	全 国	(倍)	1.17	1.19	1.19	1.21	
		山 口 県	(倍)	1.14	1.20	1.21	1.24	

(注) 1 ①～④は事業所規模30人以上の数値である。

2 ①、③、⑥、⑦は平成22年基準である。

3 ⑧は季節調整値である。

					平成28年				
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
287,214	288,085	289,773	288,981	289,330	286,619	288,605	292,022	293,837	287,535
0.3	0.4	0.6	0.5	0.5	0.2	1.0	1.3	0.5	0.3
262,911	263,844	264,342	263,185	263,173	261,797	263,584	266,261	267,569	263,048
0.3	0.3	0.5	0.6	0.5	0.4	1.1	1.2	0.4	0.1
145.4	147.0	149.7	149.6	147.9	140.4	147.0	152.5	153.8	142.7
12.2	12.7	13.0	13.3	13.4	12.3	12.6	13.2	13.3	12.2
269,717	269,820	273,311	273,348	271,491	272,422	271,786	274,185	275,488	270,120
1.1	1.9	1.6	1.9	1.6	2.1	0.7	0.4	0.2	△ 0.6
242,410	242,831	244,179	244,492	243,083	244,622	243,035	246,311	247,932	244,603
0.6	2.2	1.0	1.7	1.3	3.0	0.8	0.5	0.8	0.2
149.7	150.4	152.8	152.5	151.1	143.4	152.1	156.4	156.6	143.6
12.6	13.3	13.6	13.8	14.1	13.3	13.6	13.7	13.1	12.1
291,156	274,309	282,401	273,268	318,254	280,973	269,774	300,889	298,520	281,827
3.2	△ 0.3	△ 2.1	△ 2.5	△ 4.2	△ 3.1	1.6	△ 5.3	△ 0.7	△ 1.6
317,195	298,733	309,761	294,905	340,474	312,331	297,662	334,609	338,001	306,721
3.7	△ 1.6	△ 2.0	△ 3.7	△ 4.8	△ 2.6	2.2	△ 4.9	1.1	△ 3.3
293,995	278,642	284,469	277,462	320,724	284,600	276,095	304,518	303,230	287,296
3.0	1.0	△ 2.7	△ 1.7	△ 5.7	△ 3.5	2.2	△ 4.2	0.0	△ 0.9
316,349	300,108	307,420	295,576	339,098	314,726	303,939	337,380	339,114	310,627
2.4	△ 1.9	△ 3.8	△ 3.0	△ 6.8	△ 3.1	3.2	△ 2.9	2.0	△ 2.4
313,151	279,133	286,171	300,480	317,911	273,185	270,275	336,548	279,650	311,606
△ 1.6	4.4	5.2	6.7	△ 3.1	4.4	5.1	4.7	△ 10.9	△ 7.9
339,658	283,566	287,978	368,529	350,633	308,645	306,962	348,890	315,054	332,073
24.6	5.0	△ 1.8	23.7	△ 7.1	6.2	11.7	1.0	△ 10.8	△ 18.4
0.2	0.0	0.3	0.3	0.2	0.0	0.3	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.4
0.2	△ 0.1	0.3	0.2	0.0	0.0	0.3	△ 0.2	0.0	△ 0.3
△ 3.7	△ 4.0	△ 3.8	△ 3.7	△ 3.5	△ 3.2	△ 3.4	△ 3.8	△ 4.2	△ 4.3
1.23	1.23	1.24	1.26	1.27	1.28	1.28	1.30	1.34	1.36
1.27	1.28	1.26	1.27	1.29	1.35	1.33	1.37	1.35	1.38